

予 算 決 算 常 任 委 員 会 総 務 民 生 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和 2 年 10 月 15 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重村委員長、岩藤副委員長、林委員、三輪委員、吉津委員、
橋本委員、中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員、綾城委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長、山下次長
8. 協議事項
9 月定例会本会議（10 月 5 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 3 時 15 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 10 月 15 日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 ただ今から、10月8日に引き続き、予算決算常任委員会総務民生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をお願いします。それでは、9月定例会 議案第19号「令和元年度 長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、市民活動推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 市民福祉部の補足説明につきましては、決算書の歳出について増減の大きな事業についてのみ説明させていただきます。それでは、市民活動推進課の決算状況について補足説明いたします。決算書87ページからの第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第8目「市民活動推進費」では、集落機能再生事業として、集落支援員及び福祉エリア支援員の増員により嘱託員報酬等が大幅な増額となっており、市民活動推進課全体では前年度と比較し約1,370万円の増額となっております。なお、平成30年度までは、第1目「一般管理費」に掲載しておりました自治会組織等助成事業と第6目「企画費」に掲載しておりました縁結び対策事業、結婚新生活支援事業及び男女共同参画推進事業につきましては、組織の改編に伴い第8目「市民活動推進費」へ移行しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

橋本委員 市民活動推進課の事業の成果と課題、施策の報告書15ページ、決算書118ページ「集落機能再生事業」について伺います。事業の成果と課題の中に、「地域づくり協議会未設置地区へ、設置に向けた働きかけを行ってきたものの」とありますが、具体的にはどんな働きかけをやってこられたのかお尋ねいたします。

南野市民活動推進課長 令和元年度におきまして、地域づくり協議会の未設置地区がある地区の、年度当初の自治会長集会において資料配布させていただいております。また、これとは別に、地域のほうから制度説明の要望があったのが仙崎地区と正明市地区の2ヶ所、行政から設立協議に出向いたのが新別名地区と川尻地区の2ヶ所、計4地区で設立に向けた協議を行っております。

橋本委員 次に同じく「地域住民との話し合いを継続する」とありますが、今

までどんな話し合いをされてきたのかお尋ねいたします。

南野市民活動推進課長 話し合いの中身といたしましては、集落機能再生事業の制度説明に始まり、他地区での活動状況の概要説明、地域課題の洗い出しや仕組みづくりの仕方など、それぞれの地域にある課題に対し、本制度の利点を活用しながら解決に向けてどのような仕組みづくりをしていけば良いのか、などの話し合いをしております。

橋本委員 同じく事業の成果と課題の中で、既設置地区においては集落支援員を中心に空き家調査を進め、移住定住希望者を受け入れる体制づくりを進めていくとありますが、具体的にはこういった内容なのかお尋ねいたします。

南野市民活動推進課長 地域づくり協議会の既設置地区におきましては、地域の活性化のためには、移住定住を進めていく必要性から、集落支援員を中心に空き家調査を進めております。内容としては、所有者の情報、賃貸の可否等です。現在、成果指標は定めていませんが、協議会集落支援員を通じての移住定住者はいらっしゃらないという報告を受けております。

三輪委員 今の南野課長が答えられた、集落支援員を中心に空き家調査を進め、移住定住者希望を受け入れる体制づくりを進めていくという課題の件でございますが、企画政策課において、定住促進対策事業で目標とする移住者数 20 人に達していないと。今後は空き家利用を含めたマッチング機能の強化に努めるといような課題も出ておりますが、企画政策課との連携についてはどうなっているのかをお聞きいたします。

南野市民活動推進課長 協議会を持っている空き家情報の中には、不特定多数の方に販売等を行い、新しい入居者が地域に迷惑をかけてしまうと危惧されている方もいることから、空き家バンク登録希望者に対しては情報提供等を行っておりますが、企画政策課と全ての情報を共有するまでには至っておりません。地域活性化のために積極的に移住定住者を求めるという協議会があれば、連携についてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

橋本委員 「地区集会所建設費助成金」施策の 17 ページ、決算書の 90 ページ。現在の自治会間には経済的運営に莫大な格差が生じていると思っております。このことはまちかどトークにも必ずと言っていいほど話題に上ります。この一つである地区集会所改修工事における自治会の公平性の担保については、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

田中活動推進係長 これまで橋本委員さんおっしゃられてきたことだと思うんですけど、今内部では公平性の担保に係る部分というのは今年度検討を始めておりまして、20 万円の考え方であったり、市民活動推進課としては、空き家の有効活用とか複数の自治会共同による集会所の建設等、今あらゆる可能性について検討を今しておりますので、ちょっと今の段階では検討しているというところ

ころまでしかご報告できませんけど、これまでいただいている意見というのは十分参考にして今検討のほうに入っております。

三輪委員 それでは決算書の 88 ページの「縁結び対策事業」についてお聞きいたします。昨年の決算委員会にて、委員から例年執行率が低い、本事業の対応策について質疑したところ、ご答弁では、「本事業は、長門市まち・ひと・しごと総合戦略においても結婚・出産を応援する地域づくりの施策として、令和元年度末までの計画期間となっていることもあり、本事業の検証を行い、効果的に推進する観点から総合的に検討していきたい」とのご答弁がありました。この検証結果についてお聞きいたします。

南野市民活動推進課長 まずは実績でございますが、出会いイベント事業によるイベント数は 4 件で、参加者数は男性 73 名、女性 70 名の計 143 名。カップル成立は 9 件、このカップルが成婚したかどうかまでは把握しておりません。縁結びカフェ事業によるイベント数は 1 件。参加者は男性 6 名、女性 4 名の計 10 名。カップル成立はございません。イベント数が少ないのは年度末に集中していた縁結びカフェがコロナ禍でできなかったことや、カフェからイベントに移行した店舗もあったことによります。縁結びサークル登録者数は男性 20 名、女性 2 名。縁結び大使の登録者数は 12 名。成婚件数は 2 件でございました。第 1 期の長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げていた成婚件数の K P I は 25 件で、この 5 年間イベントでのカップル成立は 29 件ございましたが、成婚に至ったのは 5 件にとどまり、目標の達成とはなりません。ただし、成婚までのハードルが大変高いことから、第 2 期の総合戦略では K P I を成婚件数からイベント参加人数に変更し、平成 30 年度の実績 226 人をもとに毎年度 230 人という数値を設定しております。しかしながら昨年度末からのコロナ禍の影響で、イベント自体が減ったということもあり、参加者数は 153 人と減少しましたが、その中でのカップル成立 9 組というのはまずまずの成果であると思っております。

三輪委員 予算書の 90 ページの自治会組織等助成事業、自治会視察研修費補助金 12 万 6,000 円についてお聞きいたします。研修に行かれた自治会数、研修場所それぞれ研修報告が出ていると思うんですが、その報告の内容についてお聞きをいたします。

大迫市民活動推進課長補佐 令和元年度に研修を実施した地区は三隅地区でございます。31 自治会中 14 名の参加により島根県安来市、比田地域へ研修視察へ出かけていかれております。研修先の比田地域については 10 年後の目指す地域として地域のアイディアや思いを結集した比田地域ビジョンを策定され、地域活性化に取り組まれております。地域運営会社「えーひだカンパニー株式会社」を立ち上げられ、全国的にも優良事例として取り上げられた地域でござい

ます。三隅地区においても現在地域振興計画である夢プランづくりのためにワークショップ等を開催されておりますが、参加された自治会長からは本研修を通じて自分たちがなぜ地域振興計画を作っていく必要があるかなどの再認識はできたというふうな意見をお伺いしているところであります。こうした研修を通じて自分たちの地域と照らし合わせて、今後の活動につなげていくことができるということは非常に重要であり、成果として捉えております。

中平委員 決算書 90 ページ、報告書 17 ページ、男女共同参画推進事業でございしますが、この執行率が良くないのはどういった要因でしょうか。

南野市民活動推進課長 コロナ禍の影響におきまして、申し訳ないんですけど、この会議が年度末の 1 月から 3 月、大体 2 月くらいなんですけど、2 月にセミナーとか講演会を設定しておりまして、それが中止になったことが大きな原因でございます。

中平委員 成果と課題につきまして、各審議会等委員や市職員の管理職の占める女性割合についても年々増加傾向にあると。これはどういう数字と言いますか、増加傾向のパーセントなり数字なりをお聞かせ願います。

南野市民活動推進課長 まず市の職員の管理職でございしますが、女性の管理職におきましては平成 30 年におきましては、6.4 パーセントでございましたが、令和元年度におきましては 8 パーセントというふうになっております。ちなみに今年令和 2 年度におきましては 10.2 パーセントになっております。

重村委員長 関連はございませんか。無いようでしたら、他の質疑をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、市民活動推進課所管の審査を終了します。次に、総合窓口課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、総合窓口課の決算状況について補足説明いたします。決算書 105 ページからの第 3 項「戸籍住民基本台帳費」、第 1 目「戸籍住民基本台帳費」では、108 ページの説明コード 900「戸籍住民基本台帳費」において、戸籍システムをリプレイスしたことや住基ネットの更新等によりシステム使用料、リース料等が増加しており、この結果、第 1 目「戸籍住民基本台帳費」の全体では約 220 万円の増額となっております。また、決算書 101 ページに戻りますが第 1 項「総務管理費」の第 29 目「庁舎建設費」の説明コード 010「本庁舎建設事業」において、総合窓口課の戸籍システム等の機器を新庁舎へ移設するための経費といたしまして、この経費のうち、業務等委託料のうち約 36 万円を支出しているところでございます。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

三輪委員 総合窓口課の事業で、決算書 108 ページ、説明書 24 ページの市民サ

ービス窓口向上業務事業ですが、これは新規事業としてやられた事業でありますのでお聞きをいたします。成果と課題では、導入によって窓口来庁者の申請手続き及び職員の受付事務の負担が軽減され業務の効率化が図られたと、あっさりと書かれておりますが、当然これは新規事業でありますので、来庁された方にはおそらく職員の方がつきっきりで操作方法を教えなければならないというような負担もあったと思いますが、それはいいんですが、その利用者の反応についてお伺いいたします。

松永総合窓口課長 総合窓口課の松永です。お答えいたします。このシステムはマイナンバーカードや運転免許証を利用されることにより申請書に住所・氏名等の自動印字が可能というもので、文字を書くことが億劫な方や複数の申請が必要な方には記入の負担が軽減される便利なシステムです。使用頻度といたしましては、多い月は申請の約 2 割、押し並べて 1 月約 1 割程度ですが、特に一度に複数の申請をされる場合に便利なシステムであり、使用された方には大変喜ばれておりますので、今後も暗証番号入力が不要なマイナンバーカードによって当システムを使用していただけるようご案内し、マイナンバーカードの取得促進にも努めてまいります。

中平委員 このマイナンバーカード申請・交付状況の表ですが、申請率に対して交付率が上がっていないのはどういったことでしょうか。

松永総合窓口課長 マイナンバーカードの申請後、カードの交付までに 3、4 週間かかることが主要な要因だと思われます。

中平委員 決算書 108 ページ、1 目「戸籍住民基本台帳費」節区分 19「負担金補助及び交付金」においての不用額が 416 万 3,200 円とありますが、この不用額の主な要因は何でしょうか。

松永総合窓口課長 お答えいたします。この 416 万 3,200 円は、通知カード・個人番号カード関連事務費交付金の不用額です。こちらの不用額についてですが、この交付金は番号法に基づき市町村が地方公共団体情報システム機構に対し、通知カード・マイナンバーカード関連事務を委任していることから、それに係る経費について市町村は同システム機構に対して支払うものです。この交付金については、全額国費で助成されます。経費の内訳はカードの発行に係るものが主なものとなっております。金額については、カードの交付枚数等を基に算出されます。令和元年 9 月 3 日のデジタル・ガバメント閣僚会議においてカードの交付想定枚数が示され、これにより国はカード交付枚数の大幅な増加を見込んだ上で請求見込み額を算出し、本市においては当初予算に不足が生じたことから増額補正を行いました。しかしながら、実際のカード交付枚数と想定枚数には大きな差があったことから、請求額にも大きなかい離が生じたため、約 400 万円の予算残額となりました。

重村委員長 関連はございますか。無いようでしたら、他の質疑をお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総合窓口課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:53 —

— 再開 9:54 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、地域福祉課の決算状況について補足説明いたします。決算書 117 ページからの第 3 款「民生費」第 1 項「社会福祉費」では、第 1 目「社会福祉総務費」の職員人件費について、高齢福祉課とも関連がありますが、組織の改編に伴い 1 課を 2 課としたことから約 2,240 万円の増額となっております。また、120 ページの 070「プレミアム付商品券事業」の実施により約 9,100 万円を新規に支出しております。次に、決算書 141 ページからの第 3 項「生活保護費」では、144 ページの第 2 目「扶助費」の 900「扶助費」において、平成 30 年度において医療扶助費等が見込みより伸びなかったことから、昨年度、約 1 億円の返還金が生じております。これらの主な要因により、地域福祉課所管の社会福祉費全体では前年度と比較し約 2 億 3,610 万円の増額となっております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 先ほど部長のほうから説明もありました、決算書が 120 ページ 070「プレミアム付商品券事業」についてお伺いいたします。決算額、予算額に対して執行率が 48.8%だった理由について、どう分析をされているのかお伺いいたします。

安森地域福祉課長 執行率につきましては、主要な施策の報告書にもありますが、住民税非課税者のうち、事業対象者となる方に対して購入の引換券が全対象者の 40%にとどまったことが主な原因となっておりますのでございます。

岩藤委員 その 40%の理由についてはどのように分析をされているのかをお伺いいたします。

安森地域福祉課長 主な要因といたしましては、そもそも対象になった方が低所得者であったことから、引き換え等をする資金等の問題や、手続き等が、引換券をいったん受けて、そのあとに商品券そのものをまた交換するというような手続き等が煩雑になったためであるというふうに考えておるところでございます。

ます。

岩藤委員 分かりました。それでは、その経済効果と言いますか、商品券がしっかり活用されているところまで分析をされたかどうかをお伺いいたします。

安森地域福祉課長 具体的に経済効果がどれくらいであったかというところでございますけれども、ちょっとこちらのほうでは、商工会議所等の協議会のほうに委託しておる関係で、実際にどれくらいの消費喚起に繋がったかというところの部分は申し訳ありません、把握はできていないところでございます。

林委員 このプレミアム付商品券の発券事業というのは昨年の6月定例の補正予算に上げられたものですね。今この実績数値に示されているような懸念事項というのは、6月議会の補正予算の審査の中でもずいぶん出されたわけですね。実際この成果のところに「低所得者や子育て世帯主がプレミアム付商品券を購入し、利用されることにより消費の下支えが行われた」と。行われたと、消費の下支えがという成果を出しているんだけど、半分以下の、これ当初、国が求めたこととは違う結果になっていますよね。これ下支えが行われていないんですよ。100%使って初めて、100%利用されて初めてそういう低所得者や子育て世帯がぐっとうね、10月1日から消費税10%に備えてということだったんですけども、なんかこの書き方だと、何かちょっと違和感を感じるんだけど。書き方というか、そちらの認識というかね。ここは厳しく僕は書くべきじゃないですか、こういうのというのは。主要な施策の報告書・・・しかもこれ国費だからね、いろんな事務の煩雑さって、いろいろ商工会議所も郵便局もいろんな煩わしい手をやっているわけだから。これはきっちり示さないと、また似たようなことがあったら同じこと書くんですか、これ。そのあたりの見解をお尋ねします。

安森地域福祉課長 今後は県等通じまして、国等とも県の要望等をしながらもっと厳しい目でということでご指摘いただきましたので、検討させていただきます。

岩藤委員 決算書が120ページ、055「生活困窮者自立支援事業」についてお伺いいたします。これは主要な施策には載っておりませんが、昨年度の資料に基づいて・・・これは社協に委託をされている事業と思うんですが、昨年の質疑の中で、以前ウェーブのところ設置をしてありましたが、このウェーブがなくなったことによって、まず移転先がどこであるのかをお伺いいたします。

末岡地域福祉課長補佐 ウェーブが閉店になりましたので、現在は深川郵便局の隣、古民家をお借りして社協が実施を行っております。

岩藤委員 分かりました。それではこの事業については自立相談支援とか家計相談支援、就労準備支援等あると思いますが、今年度の実績等をどのように分析をされているか、成果等ありましたら報告していただきたいと思います。

末岡地域福祉課長補佐 今おっしゃられたように、それぞれ自立相談支援、家計相談支援、就労準備支援という主な事業をやっておりますが、計数的には自立相談支援が令和元年が 10 件、家計相談が 6 件、就労準備支援が 1 件ということで、昨年度に、平成 30 年に比べて若干計数は減っておりますが、だいたい横ばいで推移しているところであります。中には就労に結びついたところもあるかと、家計改善に繋がったというケースも聞いております。社協に委託している事業ですので、社協から聞いた結果ですけれども。

中平委員 決算書 122 ページ、報告書は 26 ページでございます。障害者福祉タクシー助成事業であります、この障害者福祉タクシー助成事業に関してはちょっと失念しましたが委員の方からの質疑の中に、タクシー券ではなくガソリン代金等の支給をしたらという意見が前年度決算でもあったと思いますが、その件に関して、担当課長のご意見はどのようになりますでしょうか。お尋ねします。

安森地域福祉課長 タクシー券につきましてですが、ガソリン等の補助におきかえるという提案でございますけど、ガソリン代等燃料費につきましては他の自治体でそのような形式をとられておられるというところがあったようでございますけども、これにつきましては使用された方、車が後で特定できないため、真に身体障害者の方が使われているかどうかというところが不明であるのと、それぞれの車の排気量等によっても補助、運用、受け方が違うことから、他の自治体では検討されて、当市のような利用券方式に変更されたという経緯があるということをお聞きするため、長門市についても現行で行うということと考えておるところでございます。

岩藤委員 このタクシー券のことなんですけど、成果と課題のところでは今後のデマンド交通等の整備と連携を図っていく必要があるというところの理由、見解をお聞かせ願えたらと思います。

安森地域福祉課長 現在、長門市におきましては公共交通のあり方につきまして、デマンド交通や本課が行っておりますこのタクシー券による身体障害者等への補助事業も踏まえまして、全体の公共交通の考え方を見直し検討しておるところでございます。障害者福祉タクシーの助成事業につきましては車いすを使われる方であったりとか、例えば介助がいらずに車いすでなくてご自分で車に乗ることができる方等もいらっしゃる関係から、どのようなしくみがいいのかというところは現在産業戦略課等をふまえて検討、協議をしておるところでございます。

林委員 障害者福祉タクシー、身障手帳とか精神障害者保健福祉手帳とかの所有者、今中平委員とか岩藤委員とかおっしゃいましたけど、たしかに障害の状況、人それぞれで当然このタクシー券を利用して生活援助の一助になっている

と思うんですよ。この事業というのは。ただし、私が知る範囲では先ほどもありましたように人工透析を、一級障害ですよ、してても自家用車で通院されている方も実際にいらっしゃいますし、在宅酸素療法をされている方でも例えば市内ではなくて市外の病院に行かないといけないということから考えると、私はあらゆる選択肢がなければいけないと思っています。その人の状況に合わせたサービスというのがあるのが障害者施策だと思っています。先ほど木で鼻をくくったようなご答弁をされましたけど、実は今年の 3 月にその障害の方から江原市長に SNS を通じてやり取りをされたそうです。江原市長からこういう回答があったそうです。タクシー券の件、つまりこの方は市外の病院に自家用車で行かれると。福祉タクシー助成事業のタクシー券はありがたいんだけど、実際それは利用していないんだと。むしろそういう自家用車の燃料費の補助を、他市でやっているようなこともぜひ参考にしてほしいと市長に直接訴えていると。そうすると市長は、タクシー券の内容は理解しましたと。実現の可能性、考え方について担当課と協議してみますと。協議されていますか。

安森地域福祉課長 その件につきましては、先ほども少しお話をさせていただきましたが、公共交通関係の整備を検討する中で、その件も踏まえまして市長を交えて協議をさせていただいているところでございます。

林委員 市長は、ご意見ありがとうございますと。それは市民のいのちと生活を守るんだから。理念が。障害がある人もない人も当然、お困りの人に手を差し伸べる、ご意見ありがとうございますと市長から返事があったそうです。しっかりそのあたりはいろんな選択肢を、メニューを。そんなにお金がかかるわけじゃないから。対象者が少ないわけだから、基本的に。そのあたりで様々な障害者施策のメニューというのを研究されて、市長を含めてぜひ協議をしていただきたいなと思います。この件については安森課長も重々わかっていると理解しました。

中平委員 決算書 124 ページ、報告書が 27、28 ページにまたがって載っております。手話奉仕員養成研修事業委託料で、この件に関しては一般質問でも、令和元年度決算審査においても綾城議員が質疑され、答弁の中には将来的に手話通訳者の養成講座に受験されるレベルになっていく段階をふまえることといわれるような答弁もありました。まず執行率をお伺いいたします。

安森地域福祉課長 執行率を始めにお答えさせていただきます。手話奉仕員養成研修事業の委託料につきましては予算額 11 万 1,000 円につきまして支出額は 7 万 4,000 円で、執行率 66.7 パーセントとなっております。次に手話奉仕員養成研修事業委託料（単独市費事業）につきましては予算現額 12 万 5,855 円に対しまして支出額 3 万円ということでこちらの方は執行率が 23.8 パーセントとなっております。2 番目にお答えした手話奉仕員の養成研修事業の委託料についま

しては 23.8 パーセントの執行率ということで、低い理由は先ほど委員がおっしゃいました手話通訳者を養成するための前段階として手話奉仕員に対しまして、より実践的な研修をするということで計画を見直し、聴覚障害者の方を講師としてすでに養成研修を終えられた方に対しての交流会や研修会を行ったところでございます。従って、これまでずっと繰り返してきた外部からの講師等をお願いすることが、件数が少なくなりましたので、このような執行率となったところでございます。

岩藤委員 予算書が 124 ページの、これも主要な施策には載っていないんですが 020 補装具給付事業、1,195 万 6,617 円についてお伺いをいたします。昨年度に比べたら昨年度の 414 万 6,607 円ということで倍以上の金額になっているんですが、その理由といたしますか、説明をしていただきたいと思います。

木下障害者支援係長 補装具給付費の増額の主な理由ですけれども、身体障害者の支払件数が前年 29 件あったものが今回の分は支払件数 40 件ということで 11 件増になっております。支給した内容ですけど、高額な義肢や座位保持装置が上がったことが主な理由に上がります。

岩藤委員 今後この事業についてどのような課題があるのか、どのように思っているのかお伺いをいたします。

安森地域福祉課長 現在、障害児の方は、出生されて障害のある方が早期に発見できるような医療の体制が整いつつありますので、これからは児童に対する補装具の関係も早目、早目に該当の方にこちらから積極的に呼びかけをするなど、申請漏れのないような体制をとっていきたいというふうに考えております。

林委員 決算書 144 ページ、主要な施策の報告書 35 ページ。先ほど、その後のページの生活保護就労支援事業についての質疑がありました。その扶助費の生活保護費、この事業についてちょっと 1 点、確認をさせていただきます。これは今コロナ禍じゃないですか。全国的にこの生活保護に移行される方と言うか、受給される方というのは増えてます。事実として。それでこういった状況の中で厚生労働省が、援護局の保護課が全国の自治体に対して事務連絡を出しております。9 月 11 日付で。現下の状況における適切な保護の実施についてという通達を出しております。それで確認をしたいんですけども、この決算年度の保護において、保護の申請権の確保に係る留意点ということが言われております。それは何かと言うと、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為は厳に慎むべきであると。相談者の申請を躊躇うことのないように必要な配慮に努められたいと。福祉事務所をもってますから、ちょっとこういうちゃんとした申請権を侵害しないような法行政というのが行われているのかどうか、実際にここの数字だけでは分かりませんので、ちょっと確認させてください。

安森地域福祉課長 生活保護の受給申請につきましては、生活困窮者の方の受け入れ窓口の社協等にもありますし、そちらのほうと連携等を踏まえながら、どうしても生活保護の受給をしなければならない方については、しっかりとその辺の連携を取りながら、こちらのほうにご案内していただくなり、また他の窓口、市民相談等もそうでございますけれども、そういった方を十分にこちらのほうにご案内されるような形で普段から連携を取って行っておるところでございます。

林委員 普段から連携を取るというのは当たり前なんです。私が言っているのは、わざわざ厚生労働省の援護局保護課から、この時期にこういう通達が来ているから——これは何で来たかと言うと、今だから来てるわけなんです。こういう時だからこそ基本に立ち返ってちゃんとやりなさいよと。申請権を侵害してはいけませんよということを言っているわけです。ですから、この決算年度の保護の実績が載っておりますけど、そういう窓口で申請権を侵害するような行為を行ってはいけないということなんです。要するにだから。そこで追い払うとか、そういうことを聞いているんですよ。だからちゃんと適切な申請権の確保をちゃんと留意して福祉事務所はちゃんと事務執行されているのかということを私は質しているんです。分かりますかいね。すみません、ちょっと私の言い方が悪かったですけど。

安森地域福祉課長 申し訳ありません。申請をされる方というのは、当然窓口に来られますので、条件的にその段階でお帰りいただくということは絶対にございません。相談内容等しっかり聞いた上で、どうするかというところの部分を総合的に判断させていただいているところでございます。今、申請に来られた方について、もうはじめから該当しないというところの拒否するとか、そういった申請まで持っていけないという形のことはやっております。

林委員 若干、認識がちょっと違うような気がするわけです。保護行政をやるときに。申請に来られたら相談なんかする必要はないんですよ。申請を書いたら受け付けないといけないんですよ。問答無用で。そこで相談を聞いて申請してくださいとか、してはいけませんとか、実は駄目なんです、法律上。そういう認識をやっぱり改めて、やっぱり福祉事務所も含めて認識を統一させて。じゃないとその認識が違えば、その対応した職員によって変わってくるじゃないですか、来た人が。だから私はこの数字からそういうのが見えないから、あらためて確認したんですよ。したがって、適切な申請権を保障するという立場で保護行政に取り組んで、結果としていろいろ資産調査とかやっているうちに、実は保護に該当しませんでしたということは有り得るわけだから、ただその前の入り口で相談してからどうのこうのというのは申請権を侵害しているんですよ。その辺をやっぱりちゃんと次年度はしっかり肝に銘じてやっていただきたい

い。これは最後のセーフティーネットですからね。誰しものが陥る可能性を秘めているのでね。この命綱を守っていくのは福祉事務所の方ですから、しっかりお願いします。

安森地域福祉課長 その点につきましては、しっかりと体制を整えたいというふうに考えます。

重村委員長 関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無いようでしたら、他の質疑をお受けします。（「なし」と呼ぶ者あり）地域福祉課所管です。今一度、何かご質疑がございましたらお受けいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、地域福祉課所管の審査を終了します。

それではここで、暫時休憩をとりたいと思います。再開を 10 時 35 分からにしたいと思います。

— 休憩 10 : 24 —

— 再開 10 : 35 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、高齢福祉課の決算状況について補足説明いたします。決算書の 125 ページからの第 4 目「老人福祉費」では、老人福祉施設建設事業費補助金 3,200 万円と老人福祉施設開設準備経費補助金約 560 万円が皆減となったものの、015 老人保護措置費が約 940 万円の増、025 介護保険特別会計繰出金が約 3,850 万円の増となったことから、高齢福祉課所管の社会福祉費全体では前年度と比較し約 1,360 万円の増額となっております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 まず決算書 126 ページ第 4 目「老人福祉費」不用額 2,488 万 1,258 円の主たる要因をお尋ねいたします。

松尾高齢福祉課長 老人福祉費の不用額 2,488 万 1,258 円の主なものとしまして、介護保険会計の繰出金でございます。この繰出金については介護保険会計決算が予算を下回ったことによる市費分 12.5%としての 2,151 万 6,919 円が不用額となったものでございます。

橋本委員 同じく施策の 29 ページ、決算書 126 ページ「敬老事業」についてお尋ねします。事業の成果と課題の中に、敬老祝金配布は誕生日の翌月支給とありますが、なにゆえ誕生日月に配布しないのかお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 誕生日月の翌月の配布についてでございますが、配布の時

期をその誕生日の状況については早い誕生日の方、また、月末の方、様々いらっしゃいますので、その人数というかその形をきちんと確定するというところで、翌月の配布とさせていただいているところでございます。

橋本委員 高齢者全体には 300 何名おられるから難しいかもしれませんが、100 歳以上の方に対しては 18 名ですよ。その月まで待たんでも誕生日が来たその時点でお金を落とすということは難しいんですか。それが本当に寄り添うという気持ちになるんじゃないかなと僕は思うんですが、いかがでしょうか。

松尾高齢福祉課長 おっしゃられるとおり、100 歳の方については人数が 18 人ということで 88 歳に比べれば少ない人数でございしますが、やはり 88 歳の方も 100 歳の方も同じお祝いの配布という形で対応させていただくということで、きちんと誕生月ということでおめでとうございましてということでの祝いも合わせての敬老祝金の配布の対応とさせていただいているところでございます。

橋本委員 それがですね、100 歳と 88 歳はあらかじめ誕生日は分かっちゃうんですよ。分かっていますよね。でもそれを月末まで延ばして全体で渡すという意味はどういった意味があるんです。

松尾高齢福祉課長 誕生日につきましては分かっているんですが、きちんと事前にその確定ということで対象者を確定する手順を踏んで、その年齢になられたということで事務的な手順の中で敬老祝金の配布を進めておりますので、生年月日等は調べれば前もって分かっておりますが、その毎月の手順をきちんと踏んでいるところでございます。

橋本委員 ちょっと納得いかないんですが、誕生日も前もって分かっちゃうたら、たとえば 9 月 25 日に誕生日であれば、できたら 100 歳以上の方は誕生日の日に持って行ってあげたほうがより効果的ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

松尾高齢福祉課長 お祝い金をもらえる方にとっては、誕生日というのが、やはりその方にとっては大切なことだとは思っておりますが、やはりその日がその方にとって都合が悪かったり、前もってお祝い金を配布するにあたっては、ご本人で、ご家族がいらっしゃる場合はご家族、そういうご本人及びご家族の訪問に対する準備というか、同席等の前もって、その状況についてお問い合わせさせていただいて確認をしてという形でしておりますので、必ずしも誕生日ということはなかなか難しいかと思えます。先ほどと少し重なりますが、きちんと誕生日になられておめでとうございましてということも合わせて翌月に、前もってご家族、ご本人への訪問の配布に伴うお問い合わせをして、今の流れになっておりますので、おっしゃることは、誕生日がということは分かりませうけれども、そのへんがなかなかその日にご家族等の都合によって合わせられない場合もあるということでございます。

林委員 ちょっと今の敬老祝金のことについて関連質疑を行いますけども、どういうわけか、今年、今年度の予算ではこの 88 歳の敬老祝金というのがなくなっていましたよね。確かに令和元年度の決算上では出てきているんだけど、88 歳というのは米寿じゃないですか。100 歳というのもね、なかなかそこまでお元気で頑張って来られたというのは、本当に敬老精神を発揮してもこういった、わずかだけでもお祝いする気持ちで、今年は戦後 75 年ですから当然こういう方たちというのは戦中戦後の激動期を、本当に歯を食いしばって頑張ってきた先人ですよ。その方たちが今回決算を通じて、米寿の 88 歳の祝い金を廃止したという、どういう政策を、政策というかこういう制度を実施してきた中で、なぜそういう結論に達したのかなというのが、私はいまだに分からないし、本当に高齢になられた方、88 歳、100 歳の方々の知識や経験、人生経験とかそういうのを私たちが伝えていく。そういうお返しと言っては何だけれども、わずかですけどお祝い、気持ちの問題ですよ、1 万円というのは。100 歳だったら 3 万円。そのわずか 1 万円ケチするというのが、どうも優しくないなというのが何となく私思います。だからどういう、その事業執行の令和元年度の事業執行をしている中で、何を思われていたのかなというのがちょっと見えないので、そのあたり説明していただけますか。納得いくように。

松尾高齢福祉課長 88 歳の敬老祝金を令和元年度までということで、今年度からは 100 歳の方のみという形にさせていただきました。その予算のときにもご説明をしましたが、お祝いの方に対する額というのは大きなものではないかもしれませんが、実際高齢者の方が地域でやはり困られているいろんな課題、いろんな声を聞きますので、そういう課題に対する事業費というところを、たとえば移動手段であったり、買い物手段であったり、そういうような地域の課題に対する事業創出、そういうところに合わせての経費をやはり考えていく必要があるのではないかというところを、やはり地域の声から感じるものが多くございましたので、敬老祝金というところのものではなく、高齢者の中でやはり一番足として困られている経費としての予算のほうに計上というところを検討していけたらということで、今年度からの 100 歳の方のみという形でさせていただいたところであります。

林委員 この件は初めて今年度の予算の中で、よく副市長が言われるスクラップアンドビルドじゃないけど、まさにスクラップしたことが全く明らかにならなかった。審査の中で「あれ、おかしいな、何故ないんだろう」何の説明もないですよ。確かに高齢福祉、高齢者をめぐる社会情勢から考えると、いろんな、障害者もそうですけれども、加齢に伴ういろんなこと、問題いろいろあるじゃないですか。買い物についても交通にしても。ただこのことは、今回のこの決算年度にある 88 歳の気持ちばかりのお祝いということと、それを別の事業

に振り向ける、そういった 300 万円くらいの財源をとというのは、何か違う気がするんだよね。気持ちの問題だからね、これ。なかなか 88 歳まで生きるとするのは大変ですよ。確かに今長寿社会になっていますけど、本当にそういうところの敬老精神が本当に行政の執行内部の中で脈々と息づいているのかということに私は非常に高齢・・・そういった反面ね、高齢福祉の充実とか言っている、やっぱりベースはここだと私思っているんです。気持ちの問題として。やっぱりそういうところが見えないというのが、今回最後というか、今回の成果報告書を見た中で非常に私自身は寂しい思いというかね。実際そういったご不満ではないけれども、何か残念がっていた高齢者の方のお声も聞いておりますので、頑張っってここまで長生きできて、日本社会でも人類の夢ですよ、長寿というのは。そういうところで内部的な中途半端な費用対効果に持っていくというような、そういう姿勢がいかがかかと私自身、執行状況を見て思っていたんですけど、いかがでしょうかね。このことはあんまり私も言いませんけども。副市長、私の目をずっと見ていますよね。お答えになりますか。

大谷副市長 ご指名でしたのでお答えいたします。私がまず申し上げたいのは敬老精神に関しましてはいささかも委員と意見を異にするつもりは全くございません。これまで生きてこられた先人たちの熱い思い、戦中戦後生きられたその姿に関してはいささかも、敬愛していく、そういった敬老の精神というのはどなたにも劣らず持っているというふうに自負はいたしております。ただ先ほど申し上げた通り、今回の、先ほど課長が申し上げましたけども、確かに今回の当初予算、私昨年度末までは関わっておりましたけど、この件についても了解はしておりました。ただ記者発表と言いますか、予算の発表の時にそういったスクラップアンドビルドというかたちでこういう、300 万円は確かに廃止はさせていただいたけども、こういったかたちで高齢者の福祉の充実に向けてこういった事業を起こした。ああいった事業を起こしたというところをしっかりと説明できなかったのは、私はその時はおりませんでしたので大変残念ではございます。しかし、今後はそういったところが実際に分かるように、たしかに 300 万円、これがなぜ費用対効果で落とされるのかというご批判のないようにしっかりと令和 3 年度の当初予算の中で高齢者の福祉をいかに充実させていくか、先ほども出ておりましたが、地域公共交通の見直しというものが今、来年度に向けての第一の課題でございます。そういったものを、そういった買物弱者の問題もでございます。そういったところで皆様のご期待に沿えるように努めてまいりたいと今考えているところでございます。

三輪委員 同じ敬老事業の関連ということではよろしいですか、それとも今の祝金の関連…

重村委員長 敬老事業で祝金のところかと思っておりますので。

三輪委員 事業については事業概要が3つありますけどその祝金の関連…

重村委員長 いえ、この事業概要で3つ載っている範囲の中で関連ということによろしいです。

三輪委員 それでは入浴優待券配布事業についてお尋ねをいたします。これは毎年聞いておるんですが、昨年も川野部長がお答えになりましたから光永部長にお聞きしますが、利用率が5割にも満たない事業を毎年続けていかれる理由は何でしょうか。

光永市民福祉部長 この問題は毎回利用率が悪いという部分と、もう一方、お年寄りからしたらこの機会に行って、また家族と一緒にいくとか、そういった機会があるということで喜ばれている面もございます。たしかに執行率が少ないというところで期間を延ばしてほしいとかいろいろな要望の方が出ていることは存じております。その中で対象となる公衆浴場とか入浴施設を持っている旅館等も調整を行ってはおりますものの、やはりいろいろな要件で期間を延ばすのは難しいというのもございます。現状のままの期間設定で今回の入浴優待券の配布の方はさせていただきますが、こちらのほうにつきましてはまだまだそれを喜ばれているという方もおられるということで、引き続き配布の方を行っていきたいと考えております。

三輪委員 喜ばれている方が半分以下ということで、半分以上の方は喜ばれていない。行きたくても行かれない方たち。ここの成果のところでは高齢者の貴重な外出機会の創出や健康づくりにつながることからという言葉が使っていますが、であるならば、この残りの53パーセントの行かれない方の外出機会を作るにはどうしたらいいかというのをまず市のほうが考えられるべきではないのか。例えば温泉地から遠い地区においては市が日にちを決めてバスを出して温泉にお連れするとか、そういうふうなことをしないとこれ残りの半分以上の方は行かれないと思います。私どものところは本当に温泉から遠いところですので不評な事業です。今のことはどうでしょうか。

光永市民福祉部長 今の質問に答える前に、まずこの入浴優待券、この配布事業が始まった当初の頃、この辺私もちっと事業の内容に関わっておりましたので存じておりますが、一番はまず敬老事業の中で、長門市、非常に財政状況が厳しい中でいかに金をかけずに何か喜んでもらえることがないかという中で考えた事業でございます。従ってまずは経費をかけない。経費をかけないというのはあまり言うてはいけないかもしれませんが、財政難の中でまず経費をかけないかたちでどうやったらいいかということで今、長門市は温泉があると。市が公衆浴場を持っている。この公衆浴場の入浴を使つての何か事業ができないかということで始めたものでございます。それを広げていって協力できる旅館等に協力していただいて、現在の状況になっておるところでございます。な

るべく、財政状況は苦しい中で経費を使わないということでこれまで進めてきた事業ではございますが、現状、確かにお年寄り、足が悪くて行きたくても本当に使いたくても使えないという声もお聞きしております。そういうことを含めてお年寄りの移動手段の確保をするということは、やはり施策的にもなんらかの検討を進めていかなければならないということはこちらのほうも了解しておりますので、それも含めた検討は今後進めていきたいと考えております。

橋本委員 入浴優待券の利用で利用率が47パーセントというのは中心部とそうでない地区との格差だろうと思うんですよ。ぼくらこれはどんなに努力したってもう47パーセント、50パーセントを超えることはまずないんですよ。と、私は考えるんですよ。地域格差、今三輪委員が言われたように、温泉地から遠隔地におられる方をどのようにして連れて行くか、こういうことを考えないと、最初に光永部長が言われたように、最初の発端はそうかもしれないけど、今時代が流れて変わっているのだからこの行政も変わらないといけないと思うんですよ。47パーセントは何かといったら、たぶん格差だろう。温泉地に近いところは使われるけどちょっと離れたところは使いたくても使えない。風呂に1回行くたびにタクシーやバスに乗る、そっちのほう金がかかるからそれで行かないんだと思うんですよ。それらに対して53パーセントの人に対して聞かないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

光永市民福祉部長 先ほども申し上げましたとおり当初、そういう財政難の中でこういう事業を行ったと。ただその中でたしかに今、橋本委員さんがおっしゃったとおり、移動手段がないからなかなか難しいという現状がどんどん増えている状況もたしかでございます。このへんは交通網を整備するということもまた一つの手段かと思えますし、また福祉的な部分で移動手段をどういうふうに確保したらいいかという施策にもまた影響してくると思えます。またさらに今、提案がございました、そういう公衆浴場のほうに輸送するバス等を出したらどうかということもございますが、こういうことになるとまた、一度に集まって行かなければいけないとか自分の自由な時間が取れないとかいろんな状況もあるかと思えます。これらのことも含めまして、やはりどういう方法がいいかというのはやはり検討していかなければならないと思っております。

岩藤委員 今のこの47.16パーセントなんですが、これはこの77歳以上の方が100パーセント使っていると思えないんですよ。やはりその家族、孫であるとかそういう方の数にも入っていると思うので、そういうところもちゃんとした、利用がどういうふうになっているのかというところを分析されて、今も言われたように交通の便であるとかそういうことを含めて考えていただけたらと思います。これは意見ですのでよろしくお願いします。

中平委員 この配布事業に関しては歴代でいろいろな地域間格差、これは交通、

無料温泉地に行くまでの経路の、遠いところが一番近いところでも公共交通機関を使うと 1 時間 20 分だとか、車でも 30 分以上かかるとか、そういうことで問題になっていて、今岩藤さんが言われた 47.16 パーセント、私これ去年質疑しましたが、そのとおりで正確な数を取っていないと。けどそれがお子さんたちとお孫さんたちと行くことで、お年寄りの幸せにつながっていると言われますけど、結局それが 25 パーセントくらいだったら、75 パーセントのお年寄りが利用されていないということなんですよ。で、今光永部長がそういう交通手段をちょっとは考えるみたいなニュアンスを僕は受けたんですけど、前の担当課の課長なり部長なりの答弁は、もうそういうことは福祉バスの利用とか一切考えられないというふうな答弁だったんで、ここらでそういう決定というの、中止の決定というのもあるんですけど、もう一度よく精査されないでしょうか。その辺の質問を部長にお願いします。

光永市民福祉部長 先ほども申したとおり入浴優待券の配布事業をそもそもいかに財源がない中で事業を展開するかということが最初にございました。今後、この事業を進めるにあたって大きな経費がかかるとなると 1 つ考え直さなければいけないポイントになってこようかと思います。もう一方、今いろんな形で交通網の再整備がかかっております。これらのほうが今後どういったかたちで進んでいくのか、それを見定めたうえでこれにからませてまたやる方法があるかもしれません。そのへんはしっかりと公共交通機関を再編成する担当課と連携しながら検討の方をしていきたいと考えております。

三輪委員 敬老会開催事業についてお尋ねをいたします。今年のことを言ってもうしわけないんですが、コロナ禍、自治会連合会では敬老会の中止を求めましたが、市では敬老会開催にこだわられたと。それで思うんですが、敬老会を開催する意義というのはどのように考えておられるのか。

光永市民福祉部長 敬老会の開催の意義といたしましては、やはりこれまでいろんな地域のところで頑張って来られた方々が歳をとられて、これまでの成果、また生きてきたことに対してお祝いをしようと、これをある程度集めて皆でそれぞれ、何と言いますか、敬老となられた方々、そしてそのお祝いする方々が集まった形で、そのお祝いというところを形にするという会であろうと考えております。また、このお祝いの会を開くということで、そこにいろいろ携わる人も同じように敬老という意味を示すことができるのではないかと考えているところです。

橋本委員 敬老会の開催率なんですが、ここ 2、3 年は大体 90%前後で推移していると思うんですよね。これは僕は自治会長の努力だと思うんですよね。それに対してこれから先は、まだ開催率を上げるためには行政の力が必要だと思うんですよ。これについてどう思われますか。

光永市民福祉部長 敬老会の開催につきましては、以前、市の主催から自治会のほうでということの下して、その後いろいろ自治会と協議を進めながら現在の開催状況に至ったところでございます。また、各自治会からいろんな状況、いろんな問題点・課題点、またそれぞれ自治会において高齢化が進んでいるという状況等もございます。いろいろな状況下において、それぞれ新たに発生した課題・問題点も出て来ようかと思いますが、その辺は市といたしましても意見をしっかりと聞きながら、じゃあどういう状態で、どういう状況であればこのまま敬老会のほうは自治会においてきちんと継続できるかというのを考えてやっていきたいと思っております。

橋本委員 これはもう言わないつもりでおったんですけど、敬老会は今までこの5、6年になりますよね、自治会に下して。その間、自治会長は一生懸命努力して開催率を上げようとしておるんですよ。その間の6年間ぐらいの間に行政の方は一人も見に来られてないんですよ。何処か行かれたか。何故、僕はそれを言うかということ、そういう自治会とよく連絡を密にしながらやっていると云われますけれども、実際問題として行政の方は自治会の敬老会をちょっとでも見に来られたら、それに対して良い意見が出ると思うんですけどね。外からの立場で良い意見が出ると思うんですけど、全然見に来られてない。毎年しおりが、同じ去年のやつが、一昨年も過去3、4年、はじめから全然変わっていないんですよ。こういうふうにやりなさいと。それで連絡を密にすると、本気で敬老会のことを考えちゃあないような感じがするんですけど、そういう敬老会ならもう止めてしまったほうがええと思うんですよ。それについてどう思われますか。

光永市民福祉部長 この敬老会事業を今、自治会主催でやっていたという話をさせていただきました。こちらのほうは確かに何かの形で市の職員、担当等のそういう状況が、現場のほうを見に行くということは非常に大切なことであろうとは思っています。これまでそういうことをやっておらなかったというのは、確かに人手も無いというところもあるかも知れませんが、ある程度のところはちょっと顔を出したりということは今後必要ではなかろうかと考えております。連絡を密にという部分は、それぞれの自治会長または自治会連合会等でございますから、そちらからの意見は担当のほうでしっかり集約されていると思っておるところでございますが、まだまだ不十分なところがございますら、これから担当のほうもしっかり自治会長のほうから話が聞けるような体制をとっていきたいと考えております。

中平委員 今、橋本委員もおっしゃられましたが、この敬老会事業を開催するに当たっては、自治会長さんが大変苦勞されております。そういう意味で自治会長さんのところにそのアンケートを取られたことはあるんでしょうか。もし

取られておったら、その結果も。

松尾高齢福祉課長 アンケートにつきましては、平成 29 年度に自治会長の方、そして敬老対象者の方ということでアンケートを双方取っております。この回答としてはやはり、割合は違いますけど実施するところの割合が高かったという現状がございます。

中平委員 その自治会長に対して、その実施するに当たって苦労等がありましたかというような意味のアンケートでございますか。そういうことを問われましたか。

松尾高齢福祉課長 今の意向の、その実際の敬老会を担当されて実施されての感想と言うか、そういうものについては今の状況の中では確認をとっております。ただ、そのアンケートの中にやはりご意見を言われたりという、そういう部分もあるかと思いますが、大きな部分ではなかったというふうに記憶しております。

中平委員 私事で申し訳ございませんが、私も 140 名くらいの敬老の方の自治会長をしておりまして、油谷の自治会連合会のほうの役員もしております。皆さん言われるのは、やはりこの敬老会事業をするのは大変だと。その主立った原因が補助費と言いますか、1 人当たり 1,000 円なんですよ。29 年から始められたんだけど、僕もこういう場で何回も言われましたけど、言いましたけど、この敬老会開催の補助費を値上げするなりという考えはないんでしょうか、お伺いします。

松尾高齢福祉課長 今、敬老会の交付金については 77 歳以上の対象者の方 1 人に対して 1,000 円、そして自治会のその敬老者の人数が 50 人以下についての加算ということで、1 万円を交付している現状がございます。実際の昨年度の実績報告の中の経費について見たところでございますが、一昨年も同様に実際、自治会のほうの手出しがあるところ、そしてその 1,000 円の中の経費の中でやっていらっしゃって、その自治会のやり方で、様々な多様の中でやっていらっしゃる現状がございますので、今の 1,000 円という形の中で対応を現状としては考えております。

中平委員 先ほどの敬老祝金 88 歳の廃止で、この敬老事業も敬老会開催事業も事業の概要のところ、概要とかこれは基本理念だと思うんですよ。「高齢者に対し敬老祝金を支給し、長寿を祝福することで、地域社会の発展に寄与された高齢者を敬愛し、敬老意識の向上を図る」と、すごい高尚な言葉だと思います。立派な言葉だと僕は思っておりますけど、それに対して敬老祝金は無くすは、この 1 人当たりずっと 1,000 円。私の常識で言いますと、1,000 円だと本当に弁当だけのお金で終わってしまうんですよ。会場費、あと飲み物だとか、まあお祝いですのでお酒の 1 合も付けたりとかがしたら、大体 1 人当たり 1,800 円と

かそういうふうになるんですよ。これをお金がある自治会ならまだよろしいですが、ちょっと貧乏自治会のところは非常に堪えます。もうちょっとそういう文章に合ったような施策をしてください。お願いします。

松尾高齢福祉課長 今のご意見をしっかり今年度も含めて、実績も合わせて考えていきたいと思っております。

中平委員 続きまして、決算書 126 ページ、4 目「老人福祉費」、010「高齢者地域福祉推進事業 老人クラブ助成事業費補助金」のまず執行率をお伺いします。

松尾高齢福祉課長 高齢者地域福祉推進事業の事業費につきましては、老人クラブの助成事業、老人クラブ連合会の活動促進事業の補助金とその 2 つの事業の決算となっております。それに対しまして、まず老人クラブの連合会のほうの助成につきましては予算額 192 万 5,000 円で、決算も同額となっておりますので、執行率は 100%となっております。合わせて老人クラブ連合会の活動促進事業費の補助金についてでございますが、予算減額が 435 万 9,000 円のところ、決算額が 435 万 8,400 円ということで、ほぼ 100%の執行率となっております。

中平委員 それでは、今課長に説明いただきましたが、各々の成果と課題をお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 まず老人クラブの助成事業費、事業についての成果と課題につきましては、これはやはり例年会員数がですが、単位クラブと合わせての全体の会員数が少なから減っております。昨年と同様にやはり、高齢者の地域活動、健康づくり、そういうものがやはり老人クラブの活動に対する補助ということで実施しておりますので、会員数の維持、または増加、そういうところを減少に合わせて新規加入に対しましてのいろんな啓発、そういうものを老人クラブの連合会の事務局のほうとも合わせて実施したいということを考えております。続きまして老人クラブ連合会の活動促進事業についての成果と課題につきましては、やはりいろんな活動を大きな事業費については事務局の人件費と合わせていろんな活動をシニアフェスティバルであったり、スポーツ大会であったり、そういう全体的な健康づくりの活動に対する事業費補助でございます。やはりそれぞれのイベントにつきましの活動について、より今後も活動を促進する中で実施していただくための事業として取り組んでいきたいというふうに考えております。

中平委員 それでは、決算書 126 ページ第 4 目「老人福祉費」015「老人保護措置費」これについても執行率をお伺いします。

松尾高齢福祉課長 老人保護措置費の執行につきましては、予算現額が 1 億 5,948 万 2,000 円、決算額が 1 億 5,824 万 7,753 円ということで、執行率として 99.2%となっております。

中平委員 それではこれの成果と課題をお伺いします。

松尾高齢福祉課長 老人保護措置につきましては、環境的な、または経済的な理由で在宅で、自宅での生活がなかなか難しい方に対して心身及び生活の確保、というところで老人保護措置ということで、養護老人ホームの入所に伴う事業を実施しております。成果としては、やはりその不安を抱える高齢者に対しての安心した生活の確保が継続できるということで成果として考えております。課題といたしましては、やはり、実際高齢者の方がこの事業の対象ではございますので、やはり年を重ねるごとに身寄りがなかったり、ご親族とだんだん連絡が取れなくなったりということの状況の変化が増加していることがございますので、今後相談対応またはその状況につきましては、成年後見制度、そういうものもいろいろ考え合わせながら対応する必要があると、課題として捉えております。

中平委員 決算書 126 ページ、030「福祉バス運行事業」でございますが、執行率を伺います。

松尾高齢福祉課長 福祉バスの運行事業でございますが、予算額 215 万 1,000 円、決算額も同額で執行率は 100%となっております。

中平委員 利用実績が平成 30 年度よりも 16 件低くなっているが、それでもやはり執行率が 100%になったんでしょうか。

松尾高齢福祉課長 この福祉バスの運行事業の経費については、社会福祉協議会のほうに委託しておりますが、その内訳としては運転手の方の人件費、そして車体に対するいろいろな保険料であったり、ガソリン費であったり、そういうものがございますので、それに対しての経費でございます。実績としましては、平成 30 年度に比べ、利用については減っておりますが、やはり、特に今年に入りまして、コロナの感染症対策ということでの利用が減っておりますので、そういうところの原因が大きな理由かと捉えております。

中平委員 この事業に対する成果と課題をお伺いします。

松尾高齢福祉課長 成果といたしましては、やはりこの福祉バスの目的といたしまして、それぞれの高齢者の方、自治会、それぞれの団体がいろんな外出手段として気軽に利用できるという利点があると思います。そういうことでの活動促進が繋がっておりますので、この部分について成果として、やはり継続したものとして捉えております。平成 30 年度の課題としましては、車両の老朽化というところがございましたので、今年度につきましてはその車両について新しい車両の導入、そしてまた、今こういうコロナの状況の中、活動というのがなかなか制限されるところもございますが、今後もこの活動の福祉バスの運行事業を有効的に活用していただくような形を取っていただきたいと捉えております。

中平委員 同じく決算書 126 ページ、600「その他老人福祉事業」、ページとしましては 128 ページになります。決算書。緊急通報システム運営事業、この執行率が分かりましたらお願いいたします。

松尾高齢福祉課長 この執行率、地域見守り体制整備事業でございますが、この執行率につきましては、予算現額が 469 万 5,000 円で、決算が 462 万 272 円ということで、ほぼ 99%に近いものとなっております。

中平委員 平成 30 年度決算審査において、先野委員から「周知方法の徹底は」という質疑に対して、担当課長が「全体的な事業の周知、個別的な周知を今後ともしっかりと整えていきたいと思います」と答弁されておりますが、この周知の徹底に関してはどのようになっておられるか、お伺いします。

松尾高齢福祉課長 この事業の周知につきましてですが、やはり高齢者の方の不安を解消する大きな役割を持つ事業と捉えておりますので、昨年度と同様ですが、周知の形としては全体的な周知として、たとえば民生委員さんの会の周知、それと広報、ホームページ、そういうところの全体的な周知、そしてやはり内容についてなかなか分かりづらいところもありますので、個別的な対応としまして民生委員の方に個別的な訪問の際に、再度そういう啓発、理解等をお願いしておりますし、また、実際の高齢者の中には介護サービスを利用されたり、またはご相談にいらっしゃったりと、そういう面の部分を活用する中で介護支援専門員の方、または実際の包括のほうの職員、そういうような人的な中でのご紹介、そして申請等を実施して周知を広げているところでございます。

中平委員 これを受けての普及率、令和元年度当初予算のときは名前を失念しましたが、普及率のことにしてお聞きしたら 4%だという返答があったはずなんですが、今年度の普及率はどのように向上されたのかお伺いいたします。

松尾高齢福祉課長 普及率と言いますか、今実際に令和元年度に利用されている設置者につきましては、令和 2 年 3 月 31 日時点で 236 世帯と、昨年度、平成 30 年度が 243 世帯でございましたので、少し減少している状況ではございます。パーセントとしてお示しすることが難しいのでございますが、実際その中で新規利用者が 31 世帯です。実際その利用された中で例えば、ご家族と同居された、または体調等によって入院であったり、入所されたりと生活変化もございましたので、そういう異動の中でこの数字となっております。実際、利用者さんの方から何故設置されないのかというところをお聞きしたときに、今の実際のお家の固定電話にはよく勧誘電話がかかってくると、そういうことであまり電話にも出ないので設置についてあまり気が進んでいないとか、またそういうことも合わせてご家族の方が心配されて、その事業について利用されるというところをまだ考えていらっしゃらないという声を聞いているところでございます。

中平委員 それでは最後に課題をお聞きいたします。

松尾高齢福祉課長 やはりこの見守り体制整備事業ということでの緊急な時の対応の安心につながる事業でございますので、やはりこの周知を進める中でできるだけ必要な方が利用できるように進めていきたいと思っております。それと今まで固定電話だけのこの緊急装置でございましたが、現状といたしまして固定電話が無い世帯も増えておるところから携帯型というところも考えて、昨年、平成30年度の課題として考えておりました。今年度はその部分につきましては携帯型の導入もしておりますので、より携帯型、固定型、この事業についての推進を進めていきたいと考えております。

中平委員 決算書120ページ、報告書25ページでございます。多機関協働包括的支援体制構築事業であります。まず、事業の概要では「関連機関と連携した支援体制を構築する」とあるが、課題には「事業化が可能か協議を進める必要がある」としておりますが、これは複雑化・複合化した問題には対処できなかったということでしょうか、お尋ねします。

松尾高齢福祉課長 この多機関協働包括的支援体制構築事業につきましては、やはり複合化したいろいろな課題を抱えていらっしゃる方のご相談に対してのその中につきましては、ここに示しておりますように介護問題、育児問題または生活・経済的な問題、様々な課題を抱えていらっしゃる複雑な状況の相談支援に対しての対応をしているものでございます。その中で、それぞれの関係の機関、例えば教育関係または健康増進の部分、福祉をはじめとしたいろんな分野とやはり連携して支援を考えていく必要、それも一時的なものではなく継続した支援体制をつくっていかねば問題解決につながっておりませんので、そういうところの形で今継続した対応を進めているところでございます。中には弁護士関係、そういうようないろんな対応の中でその方の生活ということでしておりますので、できていないということではなく、やって、続けて、できるだけその方の生活が安心して続けられるようにという形での対応に取り組んでいるところでございます。

中平委員 成果と課題の下に、相談支援包括化推進員というのがおられますが、これはどのような方々で何名かお教え願います。

松尾高齢福祉課長 相談支援包括化推進員につきましては、地域共生社会に向けたいろんな多様化の相談に対して適切に相談の機関にコーディネートできる役割を持つということで示されております。実際のその推進員の方については、社会福祉という専門的な資格を持って対応していただいているところでございます。

中平委員 その下の包括的支援体制ケース会議とあります。「情報共有と支援方針を決定し、各関係機関の役割のもと、課題解決に向けた支援を行う」とありますが、この各関係機関とはどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

上野地域包括ケア推進室主査 お答えをいたします。包括的支援体制ケース会議の関係課、関係機関についてでございますが、取り扱いをいたしますケースによっては高齢者、障害者、学校教育課、子育て支援課、様々な関係課がございます。それとすでに支援に入っております地域包括支援センター、基幹相談支援センター、家庭児童相談員など、多くの機関がございますので、それらと集まって今この家庭においてどのような課題が起こっているのか情報を共有し、どのような支援方針で、どのような役割を持って対処していくことが適切であるかといったような会議を、この会議の中で開催をさせていただいております。

林委員 はい、分かりました。それで今のご質問に対する答弁を受けて、ちょっとお尋ねしたいんですけど、地域包括支援センターというのがあって、今、東と西にそれぞれ包括支援センターがありますよね。あと市役所のさっき言われた高齢福祉課を中心にして、こういう組織体制の状況共有と。それで実際、この包括支援センターを東と西に置いて小回りの利くような体制にして、よりきめ細かなネットワークを張り巡らせたという、ちょっとその成果についてお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 地域包括支援センターにつきましては、直営 1 箇所のところを地域型の委託包括支援センターを 2 箇所加えて 3 箇所で、地域を、いろんな相談、介護予防事業に対応しております。今おっしゃったように、この包括支援センターの体制整備というところで 2 センターに増やした部分というのは、やはり地域に密着した部分があります。それぞれの地域に対しての早急な地理的な時間の短縮であったり、やはり身近な場所での 1 箇所からそれぞれの身近な地域にセンターがあることでの相談のし易さ、または逆にセンターのほうからその地域に出向く、そういうような利便性のもとに相談件数も増えておりますので、いろいろな介護相談支援ではなく、いろんな事業に対する実施もいっしょに行っておりますので、そういう部分での地域への対応が効果として上がっているのではないかと考えております。

林委員 その決算年度にこうした多機関での協働包括的支援体制の事業というのを実際やられて、ちょっとこの例えば成果報告書には、例えば検討した世帯の件数が 9 世帯と書いてあるじゃないですか。こういうのっていうのはそれぞれの状況がかなり違うだろうなというのがちょっと想像つくんですけど、実際こうした中で検討したというのは具体的にどういうアクセスして、じゃあ何でこの 9 世帯がここに載っているのかというのがちょっとよく分からないのですが、ちょっとその辺りを説明していただけますか。

上野地域包括ケア推進室主査 まず、福祉総合相談窓口において取り扱いをいたしました相談件数というのが 150 件年間にございました。その中で 130 件終結とし、継続が次年度にわたって継続してケースに対応しているものが 20 件ご

ざいます。この終結に至るまでに丸ごと相談を受けとめる窓口でございますので、受けとめた段階でこれは地域包括支援センターが速やかに動けば良いというケースは、そのまますぐにお繋ぎをいたします。ただ、地域包括支援センターだけでは解決が困難で、例えばそのご家庭の中に障害の方がいらっしゃるとか、生活が困窮していらっしゃるとか、これは複数で協議をしたほうが効果的な支援ができるというふうに判断したものが、この 9 世帯、会議 11 回でございます。具体的には、癌末期と認知症高齢者の 5 世帯の中に引きこもりの方がいらっしゃるとか、療育手帳を取得されていらっしゃるんだけども成年後見制度の利用に結び付ける必要があるが家族との関わりが薄いであるとか、就労等の生活の自立に向けた支援の必要といったような問題がございました。

林委員 よく分かりました。私たちはやいもすると数字だけを見て、なかなかその数字の奥にある人が見えなくなる時がたまにあるんですよ。だからやっぱり決算を通じて、今実際にこの事業はいったい誰の何の目的でやっているのか、ここが非常に明確にしなければいけないと改めてちょっと思いました。それでやっぱり、いろんなところと連携していく中で、やっぱりその責任の所在が曖昧になるんじゃないかと若干危惧をちょっと私なんかは持つんですけど、これは要らん世話かも知れませんが、その辺りのフォロー体制というのは十分できているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

松尾高齢福祉課長 今その窓口としては、令和元年度から新たに設置しました福祉総合相談窓口にその包括として、そこの職員が中心となってその関係機関または関係者、また担当者として責任を持って継続した支援に関わっていきますので、その部分の対応は変わらないという形になっております。

重村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、高齢福祉課所管の審査を終了します。ここで委員の皆さんにお諮りしたいと思います。次が子育て支援課ですが、委員長としましては午後開催のほうにしたいというふうに思いますが委員の皆さんはいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）よろしいですか。それでは暫時休憩します。再開は 13 時からとします。

— 休憩 11 : 41 —

— 再開 13 : 00 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 補足説明をさせていただく前に、お詫びと訂正をさせていただきます。委員の皆さんには事前に正誤表を配付させていただいております

が、主要な施策の報告書の 30 ページ、上段の事業名「子ども医療費助成事業」の「事業の成果・課題」に掲載しております表の各年度の対象者数について、抽出生年月日が誤っておりましたので、正誤表のとおり訂正させていただきます。大変、申し訳ございませんでした。それでは、子育て支援課の決算状況について補足説明いたします。決算書の 131 ページからの第 2 項「児童福祉費」の第 1 目「児童福祉総務費」のうち、136 ページの 150「認定こども園施設整備事業」が約 1 億 5,040 万円の新規支出となり、また、140 ページの第 3 目「母子福祉費」の 010「児童扶養手当給付事業」が支給月の変更により約 3,830 万円の増となっております。一方、第 4 目「保育園費」において、東深川保育園の廃園、通保育園の休園により約 2,350 万円の減、また、第 6 目「保育園建設事業費」の 010「日置保育園建設事業費」が平成 30 年度に一通りの完成をみたことから約 3 億 960 万円の減となっております。これらの主な要因により、子育て支援課所管の社会福祉費及び児童福祉費全体では前年度と比較し、約 1 億 620 万円の減額となっております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 決算書 130 ページ、主要な施策の報告書 30 ページ、今ご説明がありました子ども医療費助成事業についてお伺いします。対象者数なんですけども、29 年度より、だんだんと減って 1,274 人となっておりますけど医療費の方は逆に上がっていつているという状況になっているんですけども、この要因については課としてどのようにお考えでしょうか。

平岡子育て支援課長 医療費が増えている理由としましては、まず診療報酬が改定となり、上昇していることが挙げられます。平成 30 年度が 0.55 パーセント上昇、それから令和元年度が 10 月に消費税が上がりましたことから、診療報酬も 10 月から改定となりまして、0.41 パーセント上昇をしております。それから年度別の状況を見てみますと平成 29 年度と平成 30 年度では医療費が 117 万円程度、若干増加しておりますけど、外来の医療費を見ますと、冬場の医療費がかなり 30 年度は増加しているということから 30 年度はインフルエンザ等の受診が多かったものと考えております。それから最後に平成 30 年度と令和元年度で比べますと、348 万 5,000 円医療費が増加しております。これにつきましては入院の医療費が令和元年度の方がかなり多く、これが約 330 万円程度増加しておりますのでこれが主な要因ではないかというふうに考えております。

吉津委員 それで次に、ジェネリック医薬品等の推奨等と書いてありますけれども、ジェネリックの割合はどの程度に今なっているのか、お聞きしたいと思います。

平岡子育て支援課長 まず全国的な数値でございますけども、厚生労働省の調

査で平成 30 年は 9 月が一番最新のものですけど、72.6 パーセントとなっております。本市におきましては国民健康保険になりますけど、令和 2 年の 7 月分の利用率が 76.6 パーセント。前回こちらで確認したものが平成 31 年 3 月に 74.7 パーセントという数値がありますので、それよりも今約 2 パーセント上昇しているということになります。利用率については以上です。

吉津委員 成果と課題のところなんですけど、医療費抑制の観点からジェネリックの推奨と事業費の圧縮に努めていく必要があると。当然、ジェネリックの推奨で使うのは子育ての世代の方、保護者の方とかになってくると思うんですけども、それにまたコンビニ受診とか、常識の範囲内での受診というか、そういうものの周知というのは保護者の方がたにしていかなければならない必要もあるのかなと思うんですけども、その辺も含めまして、この事業費の圧縮に努めていく必要がある、課としての見解をお聞きして質疑を終わります。

平岡子育て支援課長 ただ今吉津委員さんの方からありましたとおり使用される方の気持ちと言いますか、意識のあたりが大変大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。市としましては、まず昨年度におきましては医療費の適正受診をお願いしたいということで受給者証の更新時であるとか新規に受給者証をお渡しする時に適正受診のご協力をお願いするという、そういったチラシをお配りしております。それから今年度につきましては受給者証とかお薬手帳のほうにジェネリック医薬品の希望シールを受給者証の更新時や新規の交付時にお渡ししているところです。それから国民健康保険のほうでございますけど、年 3 回、30 歳以上の被保険者になりますけど、ジェネリック医薬品を使用した場合はどれくらい医療費が安くなるかという通知の方を差し上げているところがございますので、そのあたりを含めまして医療費の抑制の方に努めてまいりたいというふうに考えております。

林委員 今の吉津委員の関連質疑になるんですけど、この令和元年度は小学校卒業までの子どもたちの医療費、所得制限なしでやっていました。今年度はちょっと市長が変わって、中学校卒業まで、それから所得制限はあるものの高校卒業までというふうに、拡充はされていますけども、決算年度で分析をどのようにしているのかというのをお聞きしたいんですけど、0 歳から 12 歳未満の子どもたちで、一番年齢階層でここを一番頻度として高い子どもの年齢っていくつですか。子どもの医療費の。

平岡子育て支援課長 一番医療費がかかる年齢でございますけど、ちょっとこちらのほうで把握はしておりません。

林委員 把握をもししていなければね、この課題とか成果は出てこないんですよ。多分きつと。そういうのを分析しているがゆえに医療費の抑制策の一つであるジェネリック医薬品の推奨というテーマが出てくるじゃないですか。おそ

らく年齢が上がるにつれて医療費がかからなくなる。統計上。だからおそらく多分、要するに乳幼児のあたりが一番かかる頻度が高いんじゃないかと推測されるわけですよ。ただし、あまり抑制策に走りすぎると、特に0歳から3歳未満の子どもたちというのは将来に渡って、早期にちゃんと手当をしないと大きくなって後遺症じゃないけど、何か出るじゃないですか。病気が。だからそういうのが私はしっかりやっていただくべきだと思う。子どもって、容体が急変しますからね。軽いものかなと思ったら急に悪くなったりすることってよくあるじゃないですか。特にああいう乳幼児の場合は。だからあのへんはあんまりことさらそういうのを政策的に押していくと、何か違った効果に、むしろ医療費の抑制に繋がらない可能性も非常に強いので、しっかりそのへんは中身をちゃんと分析をして、もちろんこれね、子育て支援課にやらせるというのはちょっと酷な話なんですよ、実はこういうのって。健康増進もあるだろうし、いろんな政策との絡みで。ちょっともしかしたら聞いている場面が、子育て支援課が持っている事業だからあえて言うけれども、多分政策的にはおそらく子育て世代の経済的予算の軽減がまず一番に来ているはずなんですよ。その医療費の中身の分析については、そちらではおそらく無理だと。というような私は個人的な見解を持っているわけです。そのへんはやっぱりネットワークを通じて横の連携をしっかりと取りながら、ぜひ適正な、いくらとかじゃなくて本当に急に悪くなる可能性があるから、ちゃんとしっかりそこは医療は補償してあげるといふ姿勢じゃないと私はいけないというふうに考えているんですけど、そのあたりどうでしょうか。

光永市民福祉部長 今おっしゃったように、かかる医療費等の分析、これは今回子ども子育て支援課においての事業もありますし、また大きいところでいくと国保事業がまさしくそういうところがございます。実際内容が具体的にどこまで分析されているか、国保のほうも今回の決算にあたり、担当課のほうといろいろ話をしましたが、なかなか分析するところがどこでやったらいいのかというのがなかなか難しい問題ではございます。しかしながら今後医療費について深く踏み込んで事業展開を、施策を組んでいくためには、そのへんの分析も十分必要だと思いますから、関連課を集めてどういう形で内容が取られるのかというのは考えていきたいと思います。

吉津委員 決算書136ページ、主要な施策の報告書33ページ「子どもにやさしい環境づくり学習支援事業」についてお伺いします。最初に、この事業の対象者は何人くらいいらっしゃるのか、まず最初にそれをお聞きます。

平岡子育て支援課長 事業の対象者でございますけども、対象者には中学生で就学援助を受けている世帯、それからひとり親世帯、それから生活保護世帯の方が対象となりますけども、令和元年度、就学援助世帯の生徒は67人、それか

らひとり親世帯でございますが、これは子育て支援課で把握しております児童扶養手当の支給者世帯になりますが、89人、それから生活保護世帯は対象はいらっしゃいませんので0ということで、対象者人数は約156人ということになっております。

吉津委員 それで、学習会の開催の実績のところなんですけれども、対象者がだいたい150人くらいいらっしゃるんですけども、深川地区でだいたい24回で24人、仙崎で5回で15人と、だいたい1会場で1人ないし2人くらいだろうと思っているんですけども、この方たちの、ちょっと私少ないかなと、もうちょっといらっしゃるいいのかなという感想を持っているんですけども、どのような形で募集というか、かけられているのか、回数とか年に何回やられているのかとか、そういうところをお聞かせください。

平岡子育て支援課長 令和元年度につきましては、対象者、まずひとり親世帯につきましては参加募集につきまして、郵送により各世帯のほうへお送りをして募集のほうを行っております。それから、就学援助を受けている世帯につきましては、中学校のほうを通じまして、就学援助の決定通知に合わせまして学習支援の募集書類も同封をさせていただき形で募集のほうをしております。令和元年度につきましては1回の募集ということで、あとそれから子育て支援課の窓口にご相談に来られました中学生のお子さんをお持ちのひとり親の方の相談など、事業のほうの説明もさせていただいております。それからあと、生活困窮者の自立支援事業で市が社会福祉協議会のほうに委託しておりますけれども、その中でも対象者がおられる世帯についてはお声かけのほうをさせていただいております。

吉津委員 本当にこれ良い事業だと私も思っているのですが、全員の方の参加というのはまず不可能なことだろうと思いますので、あともう少しでも参加者が増えたら良いのかなと思っているので、ぜひ声かけの部分というか、募集の部分でもうちょっと工夫されて教育委員会等とも、学校とも連携とかしっかり取られてやっていただけたらいいと思うんですけども、当初に向けて課として課題とかあればそのへんの見解を最後にお聞きして質疑を終わりたいと思います。

平岡子育て支援課長 周知方法につきましては、今年度は一応ひとり親世帯の方に2回ほど、深川地区の対象者が少ないということで2回ほどさせていただいております。また、ひとり親世帯とかによく訪問等をされるであろう民生委員さんとかにもそういった周知をさせていただいて、何らかの形で機会があれば周知していただくような形も取っております。それで対象者が実際少ない、令和元年度は7の方が参加されておりますけれども、大変、こちらの主要な施策のほうにも書いておりますが、昨年度は事業の検討委員会が開催中止ということで、事業の検証ができなかったというところで、年内にも検討委員会等も

今年度開催したいと思っておりますので、その中でやはり参加者のことが一番の課題と思っておりますので、委員の皆さまのご意見をいただきながら検討のほうをしてまいりたいと考えております。

林委員 これ確か吉津委員さんが一般質問でもおっしゃっていましたが、これも貧困対策の一つとしての学習支援ということで、中学生を相手にやったんですが、今年に入って一定の時期からコロナの関係でできなかったという話。実際、彼の質問でなるほどなと思ったのが、貧困というのは学力の格差にも繋がっていくんだよというお話をされていたのをすごく印象深く私聞いていたんですが、そういう意味で子育て支援というのは非常に重要なことで、私も知り合いの元学校の先生をされていた方が公民館に生徒を教えに行っている現場を見たことがあります。実際に成果として、実際にここで学んだ子どもたちというのはどういう感想を持っているわけですか。

平岡子育て支援課長 それではお答えをいたします。昨年度、年度末に生徒の方にアンケートという形で感想のほうを聞いておるんですけど、実際の感想としまして人数が少ないということで、指導員の方に大変丁寧に教えていただいて大変感謝をしていると、そういった意見が一番多かったような気がします。それから毎週土曜日午後 2 時間ということで、定期的に学習の機会が得られるということで、やはり習慣の身に付けであるとか、学習の意欲の向上につながっているということで、またその学校の授業も分かるようになったと、そういったご意見もいただいております。それと先ほちょっと人数の話もありましたが、やはりちょっと人数が少ないのでそのあたりが淋しかったと、そういったご意見はお伺いしております。

林委員 今年のこういう成果を踏まえて、また貧困問題についてのアンケートもやられているじゃないですか。そういうのをしっかり精査して、本当にそういう学力についての格差が生じないように、学ぶ喜びと言うか、学ぶ楽しさというのを家庭の経済的な格差によってそういうことが阻害されないように、しっかり子育て支援課としても鋭意努力をされるようお願いしておきます。

平岡子育て支援課長 それではお答えいたします。来年度に向けまして、先ほども話しましたように検討委員会もまた開催したいと思っておりますので、その中でこういった形が良いのかしっかり検討しながら、なるべく参加者を増やせる方法でまた委員の皆様のご意見をいただきたいというふうに思っております。

岩藤委員 お疲れ様です。決算書 134 ページ、主要な施策は 31 ページです。「児童福祉総務費」で相談事業についてお尋ねをしたいと思います。この件数が年々増えているということですが、家庭児童相談員のケース名で児童虐待が 27 件、その他で 139 件ありますが、このその他で主なケース名と言うか、内容を教え

ていただけたらと思います。

窪田子育て支援課長補佐 それではお答えいたします。その他虐待の 139 件ですが、内訳としましては、児童の養育が困難であるといった養護に関する相談や未熟児をはじめとした保健に関する相談が 85 件、それから育児やしつけ、不登校などに関する育成相談が 34 件、傷害に関する相談が 15 件、ハイリスク妊婦に関する相談が 5 件となっております。

岩藤委員 それで今の件数とかが、終了件数が児童虐待では 9 件、そして今のケースで言いますとその他が 19 件となっておりますが、これがまた終了したという終了になるというのが、どのような基準を持って終了と判断されているのかお尋ねをいたします。

平岡子育て支援課長 それではお答えいたします。まず、令和元年度のケースで言いますと、児童虐待終了ケースが 9 件ということでございますが、3 種類ほどございまして、1 つ目が、児童養護施設等に入所されまして保護者の養育が無くなる、それで虐待が無くなるということでの終了のケース、これが 2 件。それから 2 つ目が、両親の離婚により虐待の当事者がなくなったということで安全な生活が確保できるようになった、そのための終了が 4 件。それから最後に 3 つ目が、長門市から転出され他市にそういった相談が移管したと、そういったケースが 3 件というふうになっております。それから、その他のほうの件でございすけれども、これは 16 件ございすますが、これにつきましては養護施設に入所されての終了が 5 件、それから不登校の相談で中学校は不登校だったけど高校に進学してそういった問題が無くなったというのが 2 件、それから家庭での養育に対しての不安要素が無くなったということでの終了が 5 件、それから長門市以外への転出これが 3 件。それから、その他の相談から上の児童虐待のほうに移ったと、そういうケースもございまして、それが 1 件と、それで 16 件ということになっております。

岩藤委員 それで終了になったら、そのケースは終わりということだと思うんですけど、例によってはそのフォローが大事とかいうケースもあるんじゃないかなと思うんですが、そのようなケースと言うか、終了になったらもう終わりでもう区別されているのか、そこのケースをどのように判断をされてあとのフォローが大事とか、そういうことまでは見ておられるのかどうかをお尋ねいたします。

平岡子育て支援課長 それではお答えいたします。先ほども児童虐待で終了 9 件ということがございましたけれども、これにつきましては終了になったとしても転出とか、そういったケース以外でしたら基本的にその他の相談件数、そちらのほうに移してそれで見守りとか、人によっては支援とかもすることにしておりますので、児童虐待が無くなったからすぐに相談は終わりとか、そう

いった形ではしておりません。引き続き支援は行う形にしております。

岩藤委員 そういう場合にケースがだんだん増えてくるという傾向が見えるんですが、今相談員が2名ということで週3回、この人員配置で足りていると思われるのかどうか、そこのところを質疑して終わりにしたいと思います。

平岡子育て支援課長 それではお答えいたします。今委員さんのほうからもお話がありました件数も増えているということで、やはり相談員さんのほうもなかなか対応が大変になっているということもございまして、令和元年度は週3日の体制でございましたけれども、今年度から週4日の体制にしまして、やはりいろいろ丁寧に対応できるように、また、各連携する機関ともいろいろな情報交換等も必要となってくるので、そのネットワークづくり等も含めまして1日増やした形で支援ができるような形にしているところでございます。

吉津委員 決算書140ページの「公立保育所運営費」についてお伺いいたします。以前の決算でもいろいろと待機児童の話とかあったと思うんですけども、令和元年度の待機児童の状況はどうだったのか、未満児のほうも含めてちょっとお聞かせください。

平岡子育て支援課長 それではお答えいたします。元年度の待機児童につきましては、待機児童は一応発生していないというところでございます。それでやはり傾向としまして0歳児の方、6ヶ月以上から入園できるということで年度当初はやはり少ないんですけども、徐々に増えていくというところでやはり、年度末になるとちょっと希望の保育園には行かれない、何ヶ月かはちょっと待とうかとそういったケースは一応あるのはございますけれども。そういった場合に市としましても、なるべく対応できるように臨時の保育士等の確保にも努めているところですけども、なかなかちょっと年度途中での応募というのはなかなか少ないところで、その辺はちょっとこちらとしましても課題ではあるというふうには考えているところでございます。

吉津委員 年度途中での受け入れがどうしても困難になる場合があるという話だったと思うんですけども、今それこそ保育士の確保のことについて私ちょっと聞こうかなと思ったんですけど、今答えられたので。なかなか難しい問題だと思うんです。かねがね決算の委員会では保育士確保の問題は毎回のように出ている話だと思いますので、ぜひそのへんも含めてやっていただければと思います。それともう1点、休日保育の件なんですけれども、令和元年度は実績としてはどうだったのか、昨年度は主要な施策の報告書で載っていたんですけど、今回は載っていないので実績等分からなかったのも、実績等を教えていただければと思います。

平岡子育て支援課長 令和元年度につきましては、1年間で87人というふうになっています。

吉津委員 昨年度もそうだったと思うんですけど、ニーズの割にはちょっと利用者がなかなか増えてこないような感じと私は受け止めているんですけども、このへん利用しやすいような環境というか、保護者がですね。利用する側がこの事業、休日保育を利用しやすい環境にあるのかなってちょっと私もそのへんが疑問があるのかなというふうに思っているんですけども、そのへんを含めて課として、今 87 人という実績を見て、この休日保育というのが事業としてうまく回っているのかというのを、そのへんの見解というのを聞かせてもらえればと思います。

平岡子育て支援課長 令和元年度は 87 人ということで、平成 30 年が 38 人ということで、令和元年度はかなり利用が多かったという認識でございます。今年度は逆にちょっと利用が少ないかなというふうに掴んでいるところでございます。この事業につきましては休日保育、どなたでも休日保育は利用できるというものではございませんで、やはり日曜日であるとか祝日に保護者の方が仕事で保育ができないという方が対象者になるということで、このあたりはきっちりとした区分けは必要ではないかというふうに考えております。そういった中でご利用ということで、中にはやはり日曜日はみのり保育園 1 箇所での開催ということで利用人数は少ないからなるべく家で見ようかという、そういった保護者の方もいらっしゃる場所ではございます。いずれにしても課としましては、やはり休日保育は休みの日に仕事がある方にとっては大変助かる事業であると思っておりますので、そのあたりはしっかり認識しているところでございますけども、逆に利用される方も、当然利用されれば、逆に平日は休む、ずっと子どもさんを保育園にということにはなりませんので、そのあたりもしっかりご理解をいただきながら休日保育の利用のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

岩藤委員 決算書が 136 ページです。これは主要な施策には載っておりませんが、145「高等学校生徒通学費支援事業」についてお伺いいたします。昨年度の決算額は 13 万 2,880 円で、今年度 131 万 9,360 円と 10 倍近く上がっておりますが、これは議会報告会等でも要望が強かった支援事業でございますが、どのような成果としまして、分析と言いますか、成果を得たというふうに思われているのかということと、そして課として努力されたことは何かお伺いしたいと思います。

平岡子育て支援課長 高校生の通学費の支援につきましては、令和元年度から制度が変わりまして、以前は非課税の方が対象でしたけど、課税者の方にも使用できるようにという形に変わっておりまして、そういったことで実績のほうはかなり伸びているんじゃないかというふうに思っておりますけども、一応元年度で 21 人の方が利用されております。その中でやはり制度が変わったという

ことでやはり周知が大切ではないかということで、やはり市内の高校のほうにはチラシで、学校まで手渡しで持って行っておりますし、市外へ長門市から通っていらっしゃる高校につきましても学校のほうにお願いをしまして、チラシのほうを配っていただくような形で周知のほうはさせていただいております。そういった形で元年度は実績が伸びているんじゃないかというふうに思っております。

岩藤委員 今 21 人という数字が出たんですが、地域が分かれば、利用されている地域はどのくらい分散しているのか教えていただけたらと思います。

平岡子育て支援課長 内訳としましては、深川地区、東深川で 6 人、西深川が 2 人、それから仙崎地区が 2 人、俵山が 5 人、それから通地区が 2 人、三隅 1 人、日置が 1 人、油谷地区は 2 人というふうになっております。

中平委員 この高校生通学費補助事業に対して、去年も先野委員等から償還払いのご質問がありまして、現時点では無理だという答弁が記録されていますが、その点に関して進展等がありましたらお尋ねします。

平岡子育て支援課長 償還払いにつきましてですが、これにつきましては補助制度を変えるときに JRさんのほうに一応協議させていただいているところで、その中で JRさんとしては難しい、困難であるというところございました。それとあと、こちらのほうもやはり今回対象者が課税者と非課税者と分かれる。そういった問題と、課税状況が分かりますのは 6 月以降ということになりますので、4 月から利用される場合はどうするのかと、そういったところも考えているところで、まだ実際に JRさんにもう 1 回再協議とかそういった形まではいっていないんですけども、こちらの課題としていることも整理しながらまた JRさんとも、そういった制度が使えれば大変利用の向上に繋がるものとは思っておりますので、また JRさんとも協議の場は持っていきたいというふうに思っております。

中平委員 これはですね、ちょっと障害タクシーとも繋がる質疑なんです、ガソリン代の交付というか、援助というのは通学費補助のところで、よく父兄から出ますが、クラブ活動等をすると朝早く夜遅くだと、特に JR沿線の方ではない方たちはもう交通手段がないんですよ。そういうのを考えてくれないかというような話も、市のほうにしてみたいな話をされたんですけど、そういう意見がなかったら答弁はいらないです。あったら答弁お願いいたします。

平岡子育て支援課長 ただいまの件につきましては子育て支援課でそういった内容のほうはちょっと、受け賜わっていないというふうに私は記憶しております。

岩藤委員 同じく 136 ページの 102「病児保育事業」なんです、これも主要な施策には載っておりません。これは子どもが病気のときに保護者が勤務の都

合により、今ここで言う岡田クリニックさんだと思うんですが、そこで見てもらうという事業だと思います。事業内容としたら、683万9,299円ということで、これは運営委託料として払っていらっしゃると思うんですが、この実績について、どのように分析をされているのか。やっぱり保護者の方働いている方は、一番困ることは子どもが病気したときにパッと預けられるところがすごく必要というふうに言われています。それについて、課としてこの実績をまず教えていただけたらというふうに思います。

平岡子育て支援課長 実績でございますけども、令和元年度1年間で470人の利用がございました。

岩藤委員 470人という数字を聞きまして、昨年度が435人ということで増えているというふうに思いますが、もっと利用料金とかが、非課税世帯とかは無料になったり、いろいろあるんですけど、スタッフがその時に、スタッフと言いますかそのようなスタッフの援助というのを市としては補助的なことを考えられているのか、例えばインフルエンザが流行したりとかすると、急にぱっと預ける保護者の方が増えると思うんですよね。そのときなんかに対応できるような支援といいますか、そういう体制を市として取っておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

平岡子育て支援課長 インフルエンザ等で利用したいという時期が、日にちが重なる場合もあるかと思います。昨年度は多い日でやはり9人利用された日が、一番多いということなんですけども、そういったことに備えましてながとキッズメディカルケアルームと委託契約をしていますけども、やっぱりそういったこともふまえて受託者側も多い日は看護師であるとか保育士がカバーができる体制を取っていただいているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、子育て支援課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 13:45 —

— 再開 13:47 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、健康増進課の決算状況について補足説明をいたします。決算書145ページからの第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」では、第1目「保健衛生総務費」の職員人件費について、組織の改編や審議監の設置

に伴い約 1,980 万円の増額となっております。また、149 ページからの 3 目「健康増進事業費」では、胃がん検診が隔年受診となったことにより受診の多い年と少ない年が交互にやってくるかたちとなっておりますが、令和元年度は多い年にあたりますので、検診・健康診査等委託料が約 570 万円の増額となっております。これらの主な要因により、健康増進課所管の保健衛生費全体では前年度と比較し約 3,100 万円の増額となっております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 歳入から、決算書 22 ページ、3 目「衛生費負担金」節区分 1「保健衛生費負担金」の未熟児養育医療費負担金の歳入はどういうものか、お尋ねいたします。

梶山健康増進課長 こちらの負担金につきましては、未熟児養育医療に関わりまして該当者の負担金が生じるところですけども、長門市においては福祉医療でまかなわれておりますので、そちらのほうから未熟児養育医療費の自己負担分の負担金が歳入として繰り入れられているということになります。子育て支援課の方の事業となります。

岩藤委員 決算書が 148 ページの 012「母子保健指導事業」についてお尋ねをいたします。この中には産前産後サポートステーション事業があると思うんですが、今回相談件数が何件あったのかお伺いをいたします。

梶山健康増進課長 産前産後サポートステーションにつきましては、令和元年度の相談件数が 1,178 件でございます。

岩藤委員 昨年度の主要な施策の中にも産後うつとか、そういう相談件数があったんですけど、今年度の決算についてはそのような事例があったのかどうかをお伺いいたします。

梶山健康増進課長 昨年度につきましては産後うつといった病院の先生の直接的な診断名が付いた方はおられませんでした。

中平委員 今のと同じ費目ではあるんですが、決算書 148 ページ、報告書は 37 ページなんですけど、まず基本的に聞きたいのは報告書の成果と課題の下に妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査と、乳児健康診査というのがあります。これのまず費目、決算書の費目としたら妊婦歯科健康診査とは決算書 150 ページの 032 歯科保健事業のことと考えてよろしいでしょうか。

梶山健康増進課長 はい。よろしいです。

中平委員 その下ですが、乳児健康診査 1 歳 6 カ月及び 3 歳児健康診査は、これは乳幼児健康診査事業ということでよろしいでしょうか。

梶山健康増進課長 はい。よろしいです。

中平委員 それでは歯科保健事業で、執行率をお伺いできればと思います。

梶山健康増進課長 執行率につきましては 74.6 パーセントでございます。

中平委員 これは去年だと単独事業であったんですけど、去年に引き続き執行率が低いと思うのですが、その要因をお聞かせ願います。

梶山健康増進課長 妊婦の歯科検診につきましては、妊娠中に一度無料で自分で医療機関に行っていただいて受診できる制度となっております。他の妊娠中に受けられる妊婦の健康診査に比べまして、妊婦の歯科検診につきましては受診率が低いということがあります。けれども、この令和元年度の受診率が 56.6% となっております、新規に始めた頃は 30% 程度でありましたので、保健師のほうも個別に受診勧奨しながら行っていただくという形にしております。やはり、歯科検診に対する妊婦さんの意識というものを上げていきたいというふうに考えておりますので、受診率がこれから更に向上するように努めていきたいと考えております。

中平委員 続きまして、報告書には乳児健康診査と謳われている 7 か月児の受診率が 104.6% となっておりますのは、こういったことでしょうか。

梶山健康増進課長 受診率の算出につきましては、年度内に 1 か月から 7 か月までの 3 種類の検診があるんですけども、7 か月検診の場合は、7 か月丁度と言うか 7 か月から 9 か月に受診しておられる方が多いということになります。それで年度内に 7 か月になる方を対象者としていますが、年度を跨いで前年度の対象者の方が次の年にやっぱり受けられるということはあるので、7 か月検診につきましては特に幅が広がりますので、1 か月はほとんど日にち単位でのズレと言いますかなりますけど、7 か月検診につきましては最後の検診になりますので、9 か月でも受けていただけるようになってますので、どうしてもズレ込んでいきまして今回はちょっと 100% を超える受診率にはなってます。1 か月、3 か月検診につきましても 100% 近い受診率ですので、もう数人がちょっとズレますとそういったことが起こりやすいという状況になりますので、乳児検診につきましては、お母さま方がきちんと受けていただいているという状況だと考えております。

中平委員 決算書 148 ページ、2 目「母子保健事業費」、012「母子保健指導事業費」、この執行率をお聞きいたします。

梶山健康増進課長 母子保健指導事業費につきましては、執行率は 91.5% でございます。

中平委員 この事業の成果と課題をお伺いいたします。

梶山健康増進課長 母子保健指導事業につきましては、妊婦さんから育児に当たりまして切れ目ない支援ということを目標にしております。課題といたしましては、やはり個別に対応していく形が多くなりますので、そちらの関係では妊婦さん、お母さんとの人間関係づくりというところでコーディネーターさん

を中心に地区の担当保健師等が関わっている状況でございます。成果につきましては、母子保健のいろんな事業を通じて連携が図り易くなりまして、病院との早期の相談、連絡等が図られている状況にあります。

中平委員 不用額で同じく決算書 148 ページ、節区分 20「扶助費」にて 278 万の、これはパーセンテージにすると 61%の不用額がありますが、その主たる要因をお尋ねします。決算書 148 ページ、2 目「母子保健事業費」、節区分 20、だから一番下ですね。扶助費にて 278 万円の不用額がありますが、この主たる要因をお尋ねいたします。

中田健康推進係主査 お答えします。扶助費の不用額の要因ですけれども、未熟児養育医療給付事業というのがございまして、そちらの扶助費が 105 万円ほど残っておりますので、それが主な原因となっております。

岩藤委員 決算書 152 ページです。これは主要な施策には載ってはいないんですが、020「風しん対策事業」についてお伺いいたします。これは補正でも上がっておったと思いますが、この事業のちょっともう一度概要を教えていただけたらと思います。

梶山健康増進課長 お答えいたします。風しん対策事業につきましては、国の制度で定期接種の機会が無かった年齢が 39 歳から 56 歳までの男性を対象に抗体検査を無料で実施して、抗体検査を行われた結果、抗体が不十分であった方に対して予防接種も無料で行うという制度です。風しんにつきましては、妊婦さんがかかりますといろいろな障害の子どもが生まれたりとか、そういうこともありまして国全体の免疫を上げるということで国の制度としてあります。それに伴いまして、市といたしましてもリスクの高い妊娠を希望する女性及び配偶者等で抗体が不十分な方につきましても単独市費で接種費用を全額助成するという制度でございます。

岩藤委員 ありがとうございます。これの接種率と言いますか、対象者のうち何割の方が受けられたのかお伺いいたします。

古川健康増進課長補佐 お答えいたします。対象者の約 25%が今検査を受けている状態です。あと受けた人の 7 割程度が抗体を持っているという状況であります。

中平委員 決算書 150 ページでございます。020「不妊治療費助成事業」、まずこの執行率をお伺いいたします。

梶山健康増進課長 執行率につきましては、76.9%でございます。

中平委員 若干低いと思われませんが、その要因をお伺いいたします。

中田健康推進係主査 お答えします。不妊治療に関しては、年度末に申請が偏りますので、一応前年度実績を基に予算を計上しておりますので、執行残がこれぐらい発生してしまうところであります。

中平委員 令和元年度の決算審査にて綾城議員が、この不妊治療助成事業の拡大はと質疑されたときに、担当課長は「一般不妊治療の周知相談の方が市として必要」と答弁されましたが、周知相談の取り組みはどうなったのか合わせて、今後の課題への取り組みをお尋ねいたします。

梶山健康増進課長 不妊治療につきましては、なかなかデリケートなところがあると思うんですけれども、不妊治療費の申請窓口のほうに相談に来られた方につきましては、一般不妊治療が市の事業でございますけれども、それ以外の県が実施しております特定不妊治療やお父さんに関しても父親への治療等もございますので、そちらのほうは相談に乗りながら一般治療が次のステップへ行くような形での相談を対応しているところです。広く周知することにつきましては、やはり広報とか一般的な周知になってしまいますけれども、個別的な対応ではそういった形をとるようにしております。

林委員 決算書 158 ページ、主要な施策の報告書 38 ページの「地域医療推進費」の応急診療所の運営事業についてお尋ねいたします。平成 25 年 10 月に開所して丁度 7 年目ということになります。市民レベルでも応急診療所というのは長門病院のすぐ傍にある、平日夜間、休日昼間というのは大分定着しているんじゃないかなと思っております。それでこれは、成果は確かにここの記載事項にあるとおりだと思うんですけれども、元年度のこの運営事業の執行を通じて健康増進課として何か見えてきた課題というのは無かったですか、全く。これは記載事項が半ページしかないから、書きたかったけど書けなかったんだろうけど、あるでしょう何か。

梶山健康増進課長 設置して 7 年経ちまして、言われるように定着はかなりしてきてるのかなというところがあります。ただ、夜間と休日というところで整っていない——結局、応急診療所というのは、検査機器とかも平日の昼間に行っていただくほど整ったものではない、応急的な形にはなるんです。そういった中で二次救急に行っていたほうがいいというケースの場合でありましたら、3 病院につないでいく形になりますので、そういった形のいろんな科目と言うか、うちで受け入れるのは主には内科と小児科にはなるんですけれども、つないでいくところでの連携とか、そういったことも課題になっているのかなと思いますし、平日ですと上半期になりますと受診者数は少のうございまして、特に何と言いますか困るということはないんですけど、やはり下半期になりますと休日でもですけど、夜間も日によってはすごく人数が多くてギリギリまでかかっていたということもあるかなというふうには思っておりますので、連携体制と言うか、ギリギリになってちょっと時間が遅くなりますと、やはり二次救急にお願いしたりとかいった形になるので、そういったところはやはり負担の軽減も大切なんですけれども、そちらの連携のほうも大切になっている

なというふうにはちょっと考えてはおります。

林委員 今、成果と合わせて当然、その執行を通じて、運営を通じて課題というのは見えてくるというのは当然なんですよ。それで、今年の10月、今月で丁度7年ということですけど、これはさっき言いましたよね。これまで決算審査であるとか当初予算審査であるとかを通じて、大体共通した課題というのは必ず出てきてたんですよ。それは何かと言うと、とにかく長門の医師会はまずドクターが高齢化になっているとか、人材がいなくて、薬剤師、看護師を含めてその人材面がまず1点あるのと、それから先ほど課長がいみじくもおっしゃった応急診療所に備え付けてある医療機器ですよ。これのメンテナンスや更新費用とかの計画的な投資というのがいろいろあるんですけど、そういう点というのは要するにクリアできたわけじゃないでしょ、別に。これまでずっと言われ続けてきたんだけど、先ほど課長に課題はありましたかと聞いたら、二次救急との連携が一番の課題だというふうにおっしゃったんだけど、これまで今まで出されてきた課題というのはどうなったのというところになるじゃないですか。論理的帰結としたら。そのあたりの説明というのをさせていただければいいかなと思います。

梶山健康増進課長 今林委員さんがおっしゃいました課題につきましては、記載がありましたのであえてそれは、それ以外のことで聞かれているのかなということでお答えしたので、今言われたことは課題にしております。5年経った時点で電子カルテの更新、これは絶対にやらなくてはならないことでありましたので、それを一番安くできる方法を検討した結果、今回というかそのときはリースという形を取って更新いたしました。まだちょっと次の機器を更新するまでには間がほかのものはあるんですけど、やはり、心電図だったりエコーだったりとか、そういった機器、高額な機器がございます。だからそういった部分につきましても、診療所のほかの先生方に運営部会等でアドバイスをいただきながら、やはり応急診療所だから使用頻度が低いので、メンテナンス等によってけっこう長く使用もできるんじゃないかということも聞いておりますが、必要に応じて更新するものなのか、機械の使用頻度等によってどうやっていくかというところはまた医師会の先生、従事される先生がアドバイスをいただきながらこちらも考えていきたいし、一番は安く済むように補助とかなないかなというふうに検討はしておりますけれども、なかなか設置したあとの補助というものがないみたいで、もう少し期間がありますので、そのへんは検討してまいりたいとは考えております。

林委員 ちょっとあんまり言いたくないんだけど、さっき言ったじゃないですか、半ページしか今回主要な施策の報告書のスペースがないから、成果は確かに載っているんだけど、具体的な課題まで記載するスペースがなかった

んでしょうって言ったでしょ。記載なんかされていないじゃないですか。その課題は。二次救急の負担軽減にはなったとか言っているけど。だから聞いているんです。だから平成 30 年度の決算時には確かにペラ 1 枚でいろいろ書いてありましたよ。だから何人来られたとかね、いろいろ書いていたから。今回、堀調整監のほうから、こういう様式にするよというのが全協であったから、いろいろ聞かれるよと、良いのですかと言ったら良いよと言うから今聞いている。書いてないから。だからさっき私が言ったような、まだまだクリアすべき課題が 7 年だからこそ見えてきたというのは実際に執行したのは、運営したのは 6 年やっつけてね、平成 25 年からどんどん月日は流れているわけだから、当然もっとクリアになっているわけですよ、その課題が。当時から言われてきた課題が。実際の話。だから市が管理者で自治体が運営するということからすると、やはり市がここを持っている以上はやはり市がしっかり責任を持ってやらなきゃいけないわけですよ。最初の目標の救急（こくじ）病院の負担軽減ということ。まずね。このへんをちょっと部長のほうでも良いですから、ちゃんと元年度の運営を通じた課題解決に向けた取り組みの方策というのを示していただけますか。

光永市民福祉部長 今林委員がおっしゃったとおり、応急診療所の運営の事業については、課題について、私はこの 4 月にこちらのほうの部長に移って一番最初に感じたのは、本当に応急診療所に携わる医師、この部分の確保、これについては市内医師会を通じての協力、また山口宇部医大からの派遣、そういうところで何とか回しているというのが現状ですが、安定した体制になっているかというところ少しはてなマークがつきます。このへんしっかり医師の確保という部分で、また私たちも動かなければいけないし、その方向で取り組んでまいりたいと考えております。また、医療機器の更新、これについては当初この応急診療所を設置する際、やっぱり医療機器では大変、莫大高い金額のものでございます。従って、これが更新時期において、買うときはいっぺんに買っていますが、いっぺんに更新するというのはなかなか難しいと思います。従って、優先順位をしっかりとつけながら、どのあたりから更新することが良いのかというのは課の中でも、また、応急診療所については各市町でも出来上がっていますので、そういう実績も考慮して判断のほうを進めていきたいと考えております。

中平委員 決算書 146 ページ、報告書は 36 ページでございます。「健康づくり推進事業」まず執行率が前年度より引き続き低い理由をお聞きします。

古川健康増進課長補佐 主な理由なんですけど、健幸百寿プロジェクトというのを昨年度立ち上げまして、その専門会議を設置しております。予算としては地方創生推進費の健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業と一緒にというか、合わせてなんですけど、そこでまず専門会議の予算 2 回分、保健衛生総務費の

健康づくり推進事業で2回分、計4回分専門会議の予算を計上しております。そこで実際会議を去年1月に行いました。引き続き2月、3月と開催する予定にしておりましたが、新型コロナウイルスの関係で2月、3月の会議ができなくなったということがまず1点です。そこで専門会議の予算が不執行となったと。あともう一つが健康なかと21推進協議会についても、年2回の開催を予定しておりましたが、そのうち3月に1回する予定だったのが不執行となりました。そのほかにがん予防教育講座というのを実施したんですけど、山口県立大学とかの協力をいただいて、市内小中学校にがん教育講座を開催しました。予算としてはその委託料を計上しておりましたが、最終的に山口県立大学のほうから、大学の科研費で対応するという旨の打診が最終的にありましたので、委託料について予算残となりました。

中平委員 今お話にもありました、言えば成果のところの⑧がん予防教育講座でございますが、市内8小中学校で開催されたということですが、市内には16小中学校だと思ったんですけど、その内訳と、なぜ8小中学校だったのかをお尋ねいたします。

古川健康増進課長補佐 開催した回数が全部で8回、がん予防教育講座というのがありました。その開催なんですけど、小学校については、市内11校あります。そのうち9校について、みすゞ学園単位での開催としました。小学校についてはその4回ほどがん予防教育講座を開催しました。中学校については市内には5校ありますが、その4校につきまして、各学校で4回ほど開催しております。それで合計8回の開催となりました。残りの小学校の2校と中学校の1校、これは油谷小、向津具小学校、中学校は菱海中学校になりますけど、これについては県のがん教育の事業がありましたので、それと被らないような形で市の事業として実施した回数が8回でありました。

中平委員 この講座を受けてどのような効果がありましたか、お尋ねします。

古川健康増進課長補佐 この小中学校での講座を開いた狙いとしては、がん検診の受診率が低い中で、いろんな周知活動というのを行ってきましたけど、なかなか成果に現れてこないというところで、概略、山口県立大学からの提案もあったんですけど、お子さんたちにまずがんの知識、要はがん検診したほうが良いですよというような知識をまずお子さんたちに学んでもらうと。その学んでもらったあと、お子さんたちが家に帰って働き盛りのお父さん・お母さんの世代に伝えてもらってがん検診のほうを受診率の向上を図るというやり方もあるんじゃないかというところから始まりました。去年全体で約500人くらいの児童生徒の方にこの講座を受けてもらいました。それに近い形で家庭とかに持ち帰ってがん教育を受けましたよということをまた広めていただいて受診率に繋がればいいと思っております。

中平委員 引き続きまして「健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業」決算書 102 ページ、報告書 23 ページでございます。これは先ほどの答弁にもありましたが、これに繋がるということでこの流れでやらさせていただきます。まず執行率が 78.7%、この理由をお尋ねいたします。

堀市民福祉部審議監 今委員さん言われました、執行率 78.7%ということでございますけども、今主要な施策の報告書の中で 2 点ほど挙げております、「ながと健幸ライフスタイルフェア 2019」につきましては 100%の実施率でございます。あとは専門会議につきましては先ほど補佐のほうから申し上げましたけれども、4 回のうち 2 回の交付金の対象ということで計上しておるところでございます。そのうち 1 回は実施できましたけども、もう 1 回が実施できなかったということで、その部分が執行率の減に繋がっているところでございます。

中平委員 事業の成果、課題のところで、健幸ライフスタイルフェアに対して想定した以上の集客が見込めなかったためと、今後の課題として健幸づくりに向けた公民連携事業について、再考が必要であると言われていたますが、それを具体的にとか分かりやすく説明をお願いいたします。

堀市民福祉部審議監 一応これ元年の 12 月に開催したところでございますけども、実際には健幸ライフスタイルフェアなど、健幸づくりの集いに合わせて一緒にやっておるところでございます。これで実際には健幸づくりの進める市内事業所、また活動団体等の連携協力もいただきまして行ったところでございます。それと、また講演会、映画等も上映したところでございますけれども、実際に 362 人というのが当初想定した人数に比べたらちょっと少なかったということで課題があると。こういう事業につきましては、健幸なまち長門を定着していく、市内外に周知を図っていくうえでは公民連携で行う事業というのは非常に有意義なものであると考えております。今年度以降、今年度につきましてはちょっとコロナの関係もございますけれども、今年度以降もあらゆる地域の方、また関係事業団体、関係業者等とも連携する中で、長門市としてこれに取り組んでいるというところの市民への意識等持っていただくことも、市内外への PR というふうに関してもっと活発な形にしていきたいというところで考えているところでございます。

中平委員 専門会議が令和 2 年 1 月 17 日に開催されております。専門会議が開催されたのに課題のようなことで、必要な提言を得る必要があると。専門会議が開催されて必要な提言を得るというのはちょっとおかしいと思うんですが、そのへんのご説明をお願いいたします。

堀市民福祉部審議監 専門会議を 1 回ほどやっております。これにつきましては今、健幸百寿プロジェクトを含めて、また交付金事業等も含めてこういう事業を今考えておりますというかたちで提案をさせていただいたという、概要の

説明ということで終わっているところでございます。実際に今年度以降、事業等も始めておるのもございます。これにつきまして、今後具体的な専門会議、大学または専門的な知識をお持ちの方等入っていただいておりますので、その知見等も力をいただきながら今後、具体的な助言を得ていきたいというふうに考えておるという意味でこういう表現をしているところでございます。

中平委員 すみません、順番が前後しましたがこの専門会議のメンバーを去年の6月の定例会で当時の担当、審議監か担当課長がそのメンバーを、けっこう山口県立大学の方だとか多々言われましたけど、現状の専門会議のメンバーはどのような方々になられているのかお伺いします。

堀市民福祉部審議監 今、専門会議の委員さんといましては今言われましたけど県立大学をはじめ大学からそれ以外、県立大学以外にも東京の慶応義塾大学等の教授さん等も入っていただいております。それと関係団体といまして市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、商工会議所等から出ているところでございます。

中平委員 決算書150ページ、報告書37ページの成人保健事業の中のがん検診受診率向上対策事業であります。この問題も先輩議員の方々がたくさん質疑をいろいろされております。まず、平成30年度決算審査にて先野委員が受診率向上のための施策はと質疑され、担当課長は庁内各課の横連携を図り、各関係機関の団体とも連携をして効果的な周知を図っていただけると答弁し、担当部長は受診率の高い他の市、これはたぶん静岡の藤枝市あたりだと思いますが、行って話を聞くとか、受診率の向上に努めたいと答弁されておりますが、実質的な受診率向上はあったのでしょうか。お尋ねいたします。

梶山健康増進課長 昨年度質問をいただきまして、取り組んでいきますということでお話をしたと思うんですけど、受診率の高い自治体は議員さんが言っていたところ以外にも、県内でも同じような取り組みをしていらっしゃる場所もありますし、そういった取り組みについてはいろいろと調査をしたりということをしておりますけど、プロジェクトの中でも受診率向上に取り組むというふうにしておりますので、議会の方への報告の中でもプロジェクトとして取り組んでいきますというふうにはお答えしています。それで昨年度お答えして今年度はまだ受診率はどうなったということは言えませんが、昨年の検診の受診率につきましてはそれほど伸びているということはないですね。見られたらわかりますけども。今年度もやはりコロナの影響で検診が延期されたりということがありますので、受診率の伸びというのは難しいと思います。その中で、がん検診につきましては国の方も、がんがやはり一番死亡率が高いですし、がんにつきましては国のほうでもがん対策推進基本計画というものがありまして、それに基づいて対策型の検診ということで今市が行っている胃が

んや大腸がん、肺がんや子宮がんや乳がんをやっておりますが、それに関してのひとつの評価指標といたしまして、がんの発見率というのを指標として出していくものがあります。長門市の発見率につきましては昨年のがん検診で 12 名のがんの方が見つっておりますが、それぞれのがん検診の発見率の指標を国の指標を見てみますと、乳がんにつきましては少し低いんですけど、子宮がん、大腸がん、胃がん、肺がんにつきましては長門市の発見率が指標に比べまして高い状況になっております。具体的に申しますと、その数値がすごく低いと思われるかもしれませんが、受診された中での子宮がんの発見率が 0.05 パーセント以上というふうに国のほうでは指標と定めているもので、長門市としては 0.11 ということで高くなっておりますし、大腸がんにつきましても 0.13 パーセント以上とされていますけど、0.17 パーセント。それから胃がんにつきましては 0.11 パーセント以上に対しまして 0.4 パーセント。肺がんにつきましては 0.03 パーセント以上というものに対しまして 0.11 パーセントが出ております。がんの早期発見につきましては新規の受診者を増やすことが重要だとこちら考えておりますので、今後も新しく受けていただく方について増やしていけるように事業所等とも連携してやっていきたいと考えております。

中平委員 これは報告書にはありません。決算書 152 ページ、3 目「健康増進事業費」でございます。015「食育推進事業」これも平成 30 年度決算審査において先野委員が課題について担当審議監に質疑されたときに、この 5 年間で様々な食育展開をさせていただこうと考えております、との答弁がありました。令和元年度の食育展開とはどのようなものなのかお尋ねいたします。

梶山健康増進課長 令和元年度につきましては決算に挙がっております事業といたしましては食育につきましては食育推進計画、現在では健康長門 21 推進計画の中に一体的に計画として第 3 次の食育計画を立てておりますけども、食生活改善推進協議会に事業の委託というか一緒に食推さんを育成しながら地域での食育活動を実施している、この事業は継続しております。それ以外にプロジェクトの中におきましても山口県立大学と今連携を行っております中で、まずは昨年度につきましては食育プログラムということで児童クラブの子どもたちにゴハンジャーというキャラクターに扮した学生さんが一緒になって子どもたちに食育活動というかたちで推進する事業を一緒に行っております、これは単発ではなくて今年度も継続してやっていく形にしております。それと、もう一つは山口県立大学と一緒にやっております事業なんですけれども、長門地域の食に関しての課題と言いますか、現状等を調査してその結果から導き出された長門市における特徴とか必要な指導をしていったらいいというような課題について明らかにしていこうというかたちで、まず高齢者に対して食生活調査を昨年度実施しておりますし、若い世代と言いますか、働き盛り世代の方にも調

査を行いまして、その結果を反映するというかたちで、これも県立大学の研究というかたちにもなりますけども、一緒に場の提供を行って調査をしていただいております。さらに今年度もそれプラス、対象者は高齢者と同じ若い世代でもありますけども、さらに腸内環境なんかの調査もできるような形をやっていきたいというかたちで進めている状態ですので、まだ結果がすぐには出ませんが、少しずつ長門地域の高齢者とか一般の年齢層の方たちの特性だとかが出てきたときに、それを活用した教育をしていききたいというふうに思っていますので、今年度も調査に合わせて昨年度の結果に対しての啓発活動も行っていたくようにお話をしているところです。ただ、コロナの関係でどこまで集めての開催ができるかというのが分からないんですけど、今は準備のところは減軽して行っているところでございます。まだすぐにはなかなか成果が出ていないんですけど、今プロジェクトの中で推進していくようにしておりますので。

重村委員長 執行部の方をお願いいたします。できるだけ簡潔明瞭なご答弁を心がけていただきますよう、よろしくお願いします。

中平委員 決算書 152 ページ、第 4 目「感染症予防費」010「予防接種事業」でございますが、この報告書の費目はございません。去年の課題のところに「医療機関の協力を得ながら予防接種に対する正しい理解や適切な予防週間の普及啓発に努め、接種率の向上に努める」とありますが、これは具体的に啓発活動や接種率の向上はあったのか、お尋ねいたします。

梶山健康増進課長 接種率につきましては、低いというところまではいかないかなといふふうに考えていますけれども、できるだけ未受診の方に対しては啓発を行っていくという形は、個別通知等を取りながら、あとは医療機関とも連携をして協力していただいて実施しているところです。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、健康増進課 所管の審査を終了します。ここで、暫時休憩いたします。再開を 14 時 55 分にさせていただきます。

— 休憩 14 : 45 —

— 再開 14 : 55 —

重村委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。最後に、生活環境課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、生活環境課の決算状況について補足説明いたします。決算書 165 ページの第 2 項「清掃費」の第 3 目「し尿処理費」では、010 し尿処理費（下水道事業）負担金が上下水道局の負担金算定方法の改定により約 860 万円の減額となっており、また、通・大日比地区し尿収集等業務費補助

金 300 万円が見直しにより皆減となっております。これらの主な要因により、生活環境課全体では約 1,070 万円の減額となっております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 決算書の 154 ページ「狂犬病予防費」についてお聞きします。ほかに聞くとところがないので狂犬病予防費でお聞きしますが、近年飼い主のいない犬・猫の苦情を聞くことが大変多くございます。特に猫への餌やり、糞尿被害の苦情が非常に多いわけでございます。それで、担当課にお尋ねしますが、担当課に寄せられた昨年度における主な苦情内容と、その対応についてお聞きいたします。

弘中生活環境課長補佐 まず犬に関する苦情につきましては、令和元年度野良犬に関する苦情が 4 件、それから放し飼いに関する苦情が 1 件受けております。それから猫に関してですけれども、自分で餌をあげていたが、増えて面倒が見られなくなったなどの飼い猫の相談で引き取った猫が 29 匹、敷地に迷い込んだ、それから子どもを産んだ、家の前に猫を捨てられたなどの引き取ってほしいなどの、所有者不明の猫の相談が 67 件ございました。

三輪委員 それらの苦情に対しての対応ですよね。どのような対応をされたかお聞きいたします。

弘中生活環境課長補佐 犬に関しましては狂犬病予防法及び県の条例に基づきまして、市や県の保健所が捕獲することができるとされておりますので、檻などを苦情のあった区域に設置し、捕獲できれば保健所で抑留・収容をしております。放し飼いにつきましても同様に捕獲できるとされておりますので、飼い主が判明している場合につきましては飼い主に連絡を取り、適正飼養の指導を行っております。猫につきましては、野良猫につきましては動物愛護法により、市役所、保健所など行政が直接野良猫を捕獲したり、捕獲道具を貸し出すこともできないとされておりますので、その旨をご説明し、ご理解をいただいているところでございます。

三輪委員 それで先ほど聞きました、一番苦情の多い餌やりですよね。餌やりの苦情に対してはどのような対応をされたのかお尋ねいたします。

弘中生活環境課長補佐 野良猫や野良犬の特に餌やりに関しましては、餌やり自体を禁止する法律はありませんけれども、住宅地の衛生の環境の悪化や野良犬に人が恐れやすくなるため、保健所と一緒に指導などを行っているところでございます。猫に関しましては、餌やりをやめるように、現地に看板を立てたり、保健所と一緒に本人に直接指導するなど、対応を行っているところでございます。

三輪委員 次に、166 ページで「ごみステーション整備費補助金」についてお尋

ねいたします。これ昨年度の申請件数と設置件数が分かればお願いいたします。

弘中生活環境課長補佐 それではごみステーション整備費補助金につきましてお答えいたします。昨年度 7 自治会から申請がございまして、9 基分で 24 万 6,900 円を補助金として歳出しております。

三輪委員 それで、通算ですよね。補助事業が開始されてから昨年度までの累計の件数は何件になっているのかをお尋ねいたします。

弘中生活環境課長補佐 累計の件数ですけども、合併以降の数字でございしますが、長門地区が 41 基、三隅地区が 53 基、日置地区が 15 基、油谷地区が 27 基、合計で 136 基となります。

三輪委員 それで、今まで補助を受けて設置しているステーションからの再度の申請というのは昨年度あったか、ないのかお尋ねいたします。

弘中生活環境課長補佐 自治会長さんなどから相談を受けたことがございます。ただ、市の要綱には、1 ステーションについて限度額が定められておりますので、その旨ご説明し、すでに補助を受けられた場合にはお断りをしているところでございます。

橋本委員 一つだけ聞かせてください。「塵芥処理費」「リサイクルによるきれいな街づくり推進事業」についてお尋ねします。自治会長会で問題点として必ず上がるのがこのごみ問題。分別あるいは不燃ごみ回収のあとに残るごみ等、燃えるごみ袋はいいけれども、プラスチックごみは透明の袋に入れるとあります。高齢者にとっては透明なのか、半透明なのかというのはちょっと、見境がつかんのですね。それで出しといてごみが当然残る。これに対して生活環境課はどのように考えておられますか。

光永市民福祉部長 今のプラスチックごみの透明ビニール袋で出すという部分、こちらのほうにつきましては、確かに高齢者はどのへんが透明で半透明か分かりづらいというところもございますが、こちらのほう、特にプラスチックごみ、プラスチック包装容器等の分別につきましては、けっこう誤った分別の仕方をされているところが多々ございます。従いまして、それをしっかり確認するうえでも透明なごみ袋で出していただくということはもっとも大事なことになりますので、高齢者の方々については分かりづらいというところがあるかもしれませんが、そちらのほうはしっかり守っていただくということで、市のほうでもそのへんは周知徹底をしてまいりたいと考えています。

橋本委員 高齢者の方に周知徹底は分かるんですよね。でも本当、透明なのか半透明なのかちょっと見境がつかんから、何か触ってギザギザでもあるのが透明ですよと言えば分かると思うんですよ。だからそういう処置というのは今後されない、どのように考えておられるかというのをお聞きしたいんですよ。

弘中生活環境課長補佐 今ご質問あったことは、実は新しく容器包装の關係の、

新しいごみの分別が始まって以降、ずっと懸念されている事項ではございます。ただ、そのごみ袋について、たとえば白い透明な袋自体を、たとえば市のほうでこういったごみ袋を作成するという話になりますと、その袋自体が容器包装とは、分別とは違う形のものになってしまうので、こちらのほうが指定をするということが難しいという部分がございます。ただ、量販店さん等に、こちらのこの袋が長門市のプラスチック製の容器包装の袋ですよというふうな形で明記していただくとか、そういったようなことはずっとしているところではございます。

橋本委員 高齢者に悪意がないから文句も言えない。だから自治会長があとでずっと回収して処理せんにゃいけんということになるんですよ。だからそのところをちょっと考えていただけたらなと思うんです。

光永市民福祉部長 これにつきましては本当に、自治会長さんの御苦勞も分かるところではございますが、本当に周知というか、分かりやすい形でどうやって伝えていくかというのはまだ考える余地はあると思いますので、そのへんをしっかりと考えていきながら、どういう形で高齢者の方にも理解していただけるのか、また、袋を買いに行ったときに分かりやすい方法はないのかというのはぜひ検討してまいりたいと考えております。

中平委員 この「リサイクルによるきれいな街づくり推進事業」でございますが課題でございます。啓発ビデオの作成、ごみの出し方・分け方（改訂版）とありますが、啓発に関するもう少しほかのやり方とかをやられているのか、やられていないのか。やられているならどういう形でやられているのかをお伺いいたします。

弘中生活環境課長補佐 昨年度におきましては、こちらの事業につきまして、先ほど議員が言われました啓発ビデオの作成、それからごみの出し方・分け方の改訂版を作成しております。それ以外には、高齢者向けにサロンや敬老会を活用したごみ分別の説明会を昨年度は30回実施をしております。そのほかには、今年9月から長門市の資源ごみ分別アプリとして、「さんあーる」の配信をスタートしております。そういったところでございます。

林委員 決算書で言えば164ページになります。コード番号700から720まで。実は昨年、決算年度になりますけれども昨年の9月12日に総務民生委員会はこの大坪の清掃工場と、それから境川の最終処分場というのをちょっと視察させていただきました。私たちはいろいろ説明を聞いたんですが、頭にほとんど入っていないので大変申し訳なかったんですけど、ただ現場を見て感じたのは非常にこの当時、清掃工場に関しては非常に稼働率と言うか実際に分別したものがちゃんとやられているとか、処理をされているということについては、そういう現場を見ないとなかなか分かんないというのは感じました。それで最終

処分場なんですけれども、確かに分別によってそこに搬入する量というのは当然減っている可能性があるんですが、あそこの境川の最終処分場の今後の見通しについてお答えできる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

光永市民福祉部長 それでは委員のご質問にお答えいたします。今紹介のあった一般廃棄物処分場につきましては、平成 17 年度から供用開始しておりまして、昨年度 339.18 m³を搬入しております。当初計画では、昨年度末で埋立可能容量 1 万 3,000 m³がいっぱいになるという予定でしたが、実情といたしまして昨年度末の埋立量が 5,231.9 m³でありまして、埋立可能容量がまだ半分以上ありますことから、昨年度、地元の方の了解を得まして更に 10 年間、計画を延長しているところでございます。今年度以降も継続して搬入することといたしましたので、当面は最終処分場として維持できるものと考えております。

中平委員 今、林委員は最終処分場のことをお伺いしましたが、私はリサイクルセンターの今後の課題等、運営事項等ありましたらお伺いいたします。

弘中生活環境課長補佐 それではお答えをいたします。リサイクルセンターでは、資源ごみとして収集されたビン、缶、ペットボトルの選別、圧縮、梱包作業を行い、引き取り事業者へ搬出をしております。令和元年度の排出量はビン類が 236 トン、ペットボトルが 57 トン、スチール缶が 20 トン、アルミ缶が 37 トンとなっております。作業につきましては、シルバー人材センターに業務を委託しております。施設の維持管理につきましては市で行っておりますけれども、機械の修繕等についても故障個所の早期発見、対応ができるよう作業員が現場で確認をしながら業務を行っております。今後の施設につきましては、設備の点検、それからメンテナンスを行いながら計画的に部品の交換、修繕等を行い維持管理をしながら安定した処理能力を維持できるよう努めたいと考えております。

林委員 そしたら決算書 156 ページの「斎場費」、特に支所がもっている 3 つのそれぞれの地域にある斎場ではなくて、生活環境課が中心的に所管しています長門市斎場についてちょっとお尋ねするんですけれども、ここは基本的に維持管理を業務委託という形で民間の事業者へ委ねてます。実際に今回のこの決算年度を通じてその成果なり、課題なり等がございましたらちょっと説明をお願いしたいんですが。

光永市民福祉部長 長門斎場につきましては、平成 27 年度からプロポーザルによる業者選考を行って、3 年間ごとに火葬業務委託を行っているところでございます。昨年度は 380 件の火葬を行っておりまして、斎場の維持管理は市が行っておりますが、業者と担当者で連携しながら現在まで特に大きなトラブル等もなく運営を行ってきているところでございます。平成 30 年度からの委託期間につきましては、この令和 2 年度で終了することになりますので、来年度以降

に向けて改めてプロポーザルにより業者選定を計画しているところでございまして、引き続き適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

林委員 そういった今の今後の見通しも含めて、部長のほうから答えがありました。ちょっとこれは自治体行政というのは言うまでもなく、ゆりかごから墓場までとよく言われますけれども、最後の看取りというか、最後にこの地で生活された市民の一人ひとりをお送りするという非常に厳粛な場でもあります。今、長門斎場のことを言われましたけれども、方向性として今 3 つある、旧郡部にそれぞれ斎場がありますよね。あのことについては今、内部では何か検討を、これを例えばそこの長門斎場のような形にするとかいうお話というのは検討されているわけですか。それとも、そこはもう別物だという考えで、それは検討の遡上にも乗っていないというふうに、どちらなんですか。ちょっとその点だけ聞きたいと思います。

光永市民福祉部長 現在のところ、三隅、日置、油谷における斎場、この管理運営について現在の体制を例えばアウトソーシングするとか、そういう計画上にはまだ乗っていないところでございます。したがって、具体的な方向性というのはまだ取り決めていないというのが現状でございます。

重村委員長 関連はございますか、斎場費です。（「なし」と呼ぶ者あり）無いようでしたら、全般にわりましたどうぞ。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、生活環境課所管の審査を終了します。以上で、本分科会に分担されました議案の審査は終了しました。なお、9月定例会議案第19号に対する討論、採決は、10月21日に開催されます予算決算常任委員会で行います。これで予算決算常任委員会総務民生分科会を閉会します。大変お疲れ様でした。

— 閉会 15:15 —